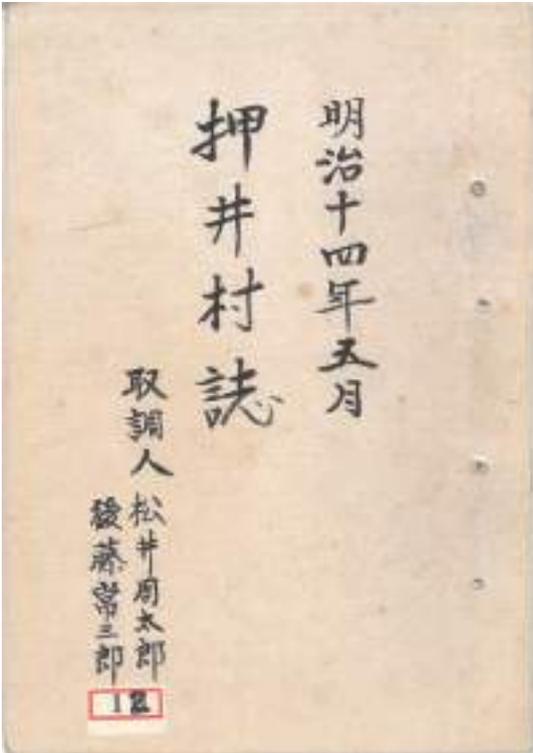


## 【押井町資料 12】

注：本誌に赤字で書かれた箇所は赤字、字や意味が不明確な箇所は青字とした。  
便宜上、本文中の干支にルビ、またいくつかの元号に（ ）で西暦を記した。



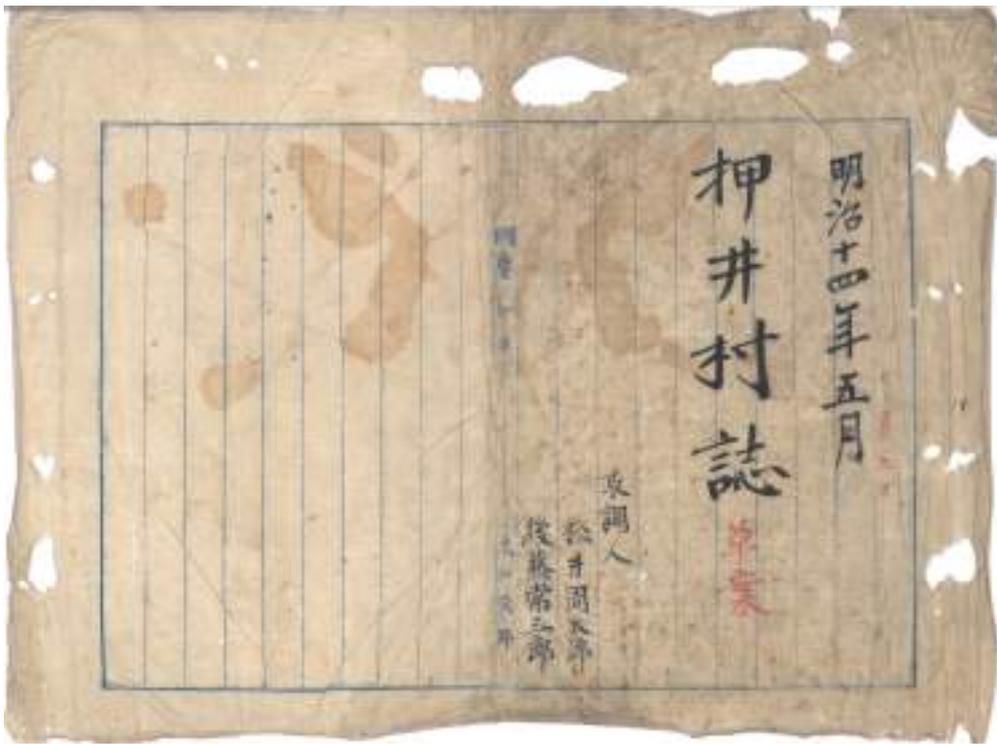
〈表紙〉

明治 14 (1881) 年 5 月

押井村誌

取調人 松井周太郎

後藤常三郎



〈通し番号 1〉トビラ

7月5日

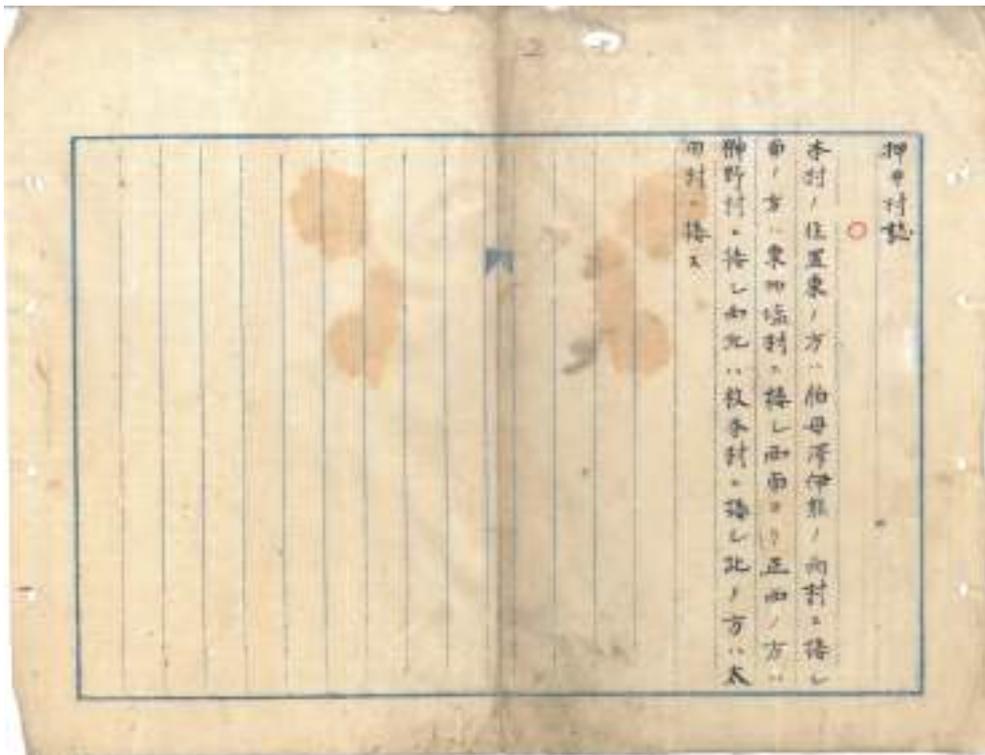
明治 14 年 5 月

押井村誌 草案

取調人

松井周太郎

後藤常三郎

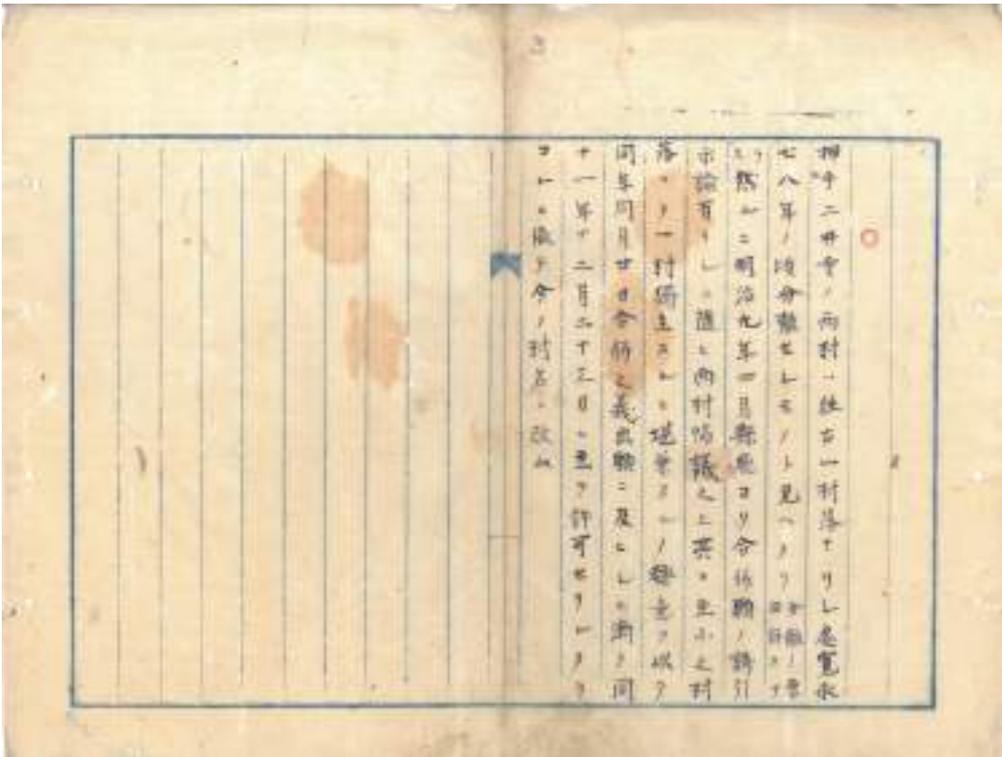


〈通し番号 2〉 村の位置関係

押井村誌



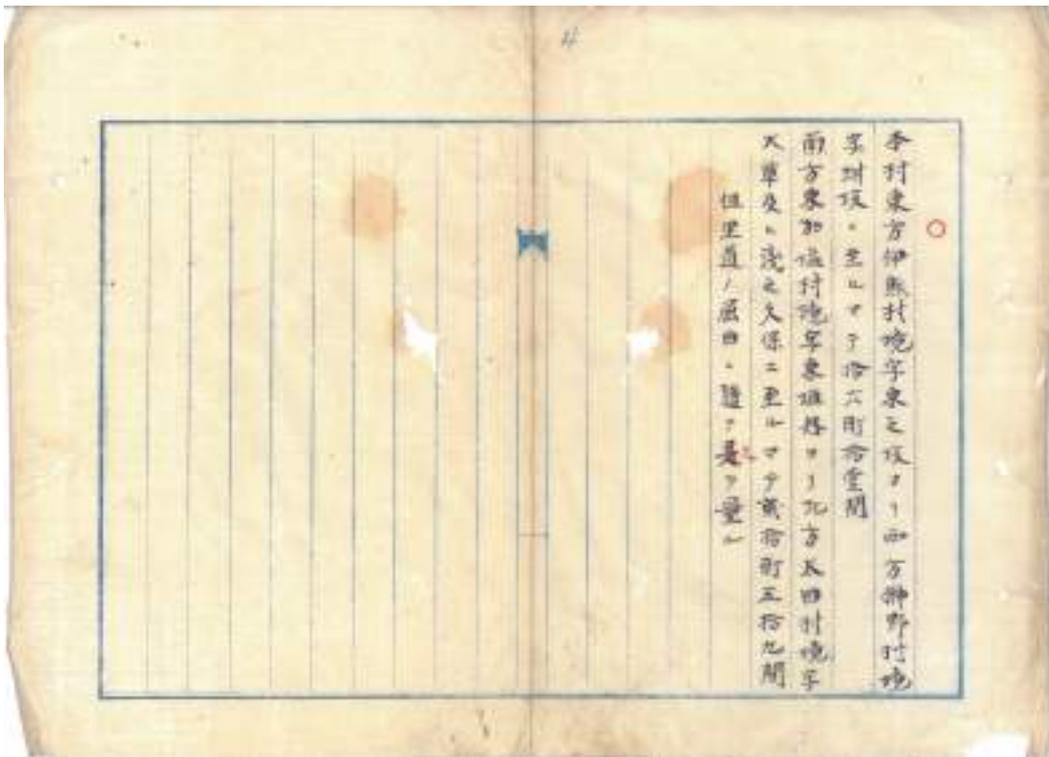
本村は、東の方は伯母澤伊熊の両村に接し、南の方は東加塩村に接し、西南より正西の方は榊野村に接し、西北は杉本村に接し、北の方は太田村に接する。



〈通し番号 3〉 村の概要



押手二井寺の両村は遠い昔は一村落であったが、寛永7、8（1630、1631）年に分離したようである（分離した原因の詳細はわかっていない）。しかし、明治9年4月に県庁から合併願いの誘いと説得があり、それに従い両村協議の上で、共に小村落の一村落として独立することは堪え兼ねるとの趣意をもって同年同月20日に合併の義を出願し、ようやく同11年12月23日に許可がおりたので、これによって今の村名に改めた。



〈通し番号 4〉 村の境界と距離



本村の東方、伊熊村の境字である東之坂より西方、榊野村の境字である紺坂に至るまで、16 町 11 間。

南方の東加塩村の境字である東垣内より北の方、太田村の境字である大草および浅之久保に至るまで、20 町 59 間。

ただし、道の曲がり具合にしたがってこれを計測した。

※ 1 町 = 60 間 = 360 尺 = 約 109m

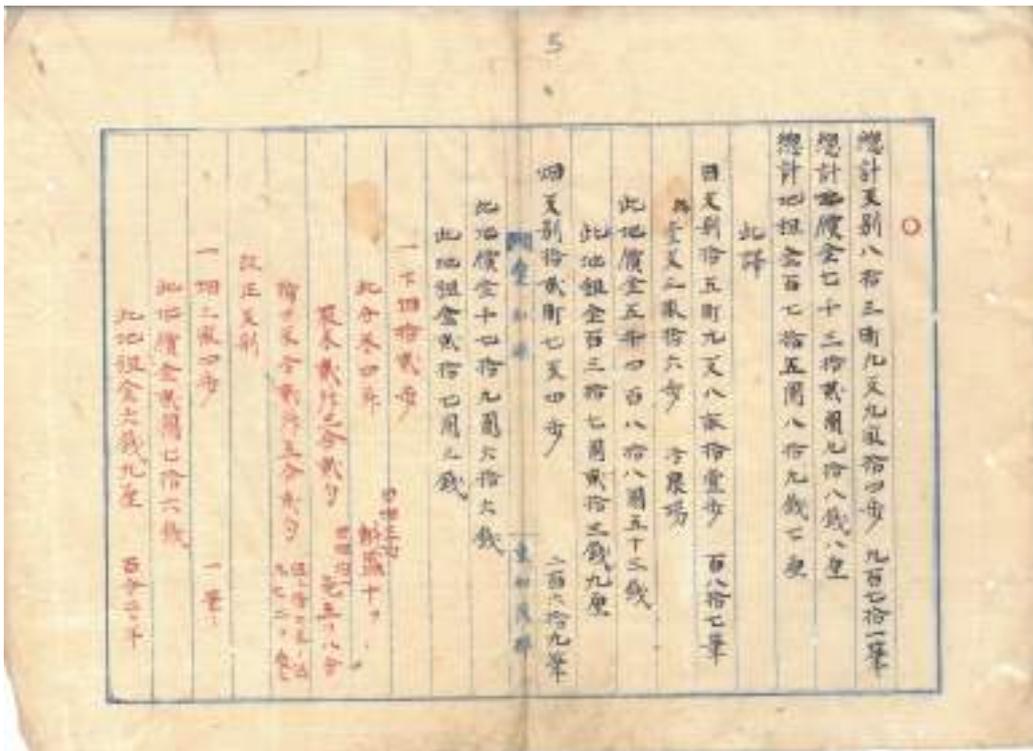
※ 東之坂：現・豊田市押井町東之坂

※ 紺坂：現・豊田市押井町紺坂

※ 東垣内：現・豊田市押井町東垣内

※ 大草：現・豊田市押井町大草

※ 浅之久保：現・豊田市押井町浅之久保



〈通し番号 5〉 村全体の反別・地価金・地租金とその内訳

○

総計は、反別で 83 町 9 反 9 畝 14 歩、971 筆。

総計は、地価金 7032 円 98 銭 8 厘。

総計は、地租金 175 円 89 銭 7 厘。

内訳は、

田は反別で 15 町 9 反 8 畝 1 歩、187 筆。

内、1 反 3 畝 16 歩は冷泉場。

この地価金は、5488 円 53 銭。

この地租金は、137 円 23 銭 9 厘。

畑は反別で 12 町 7 反 4 歩 269 筆。

この地価金は、1079 円 66 銭。

この地租金は 27 円 3 銭。

一 下畑は 12 歩

この分は米 4 升。 田畑平均 石盛 10 を

取米 2 升 3 合 2 勺。 田畑均一 免 5 つ 8 分。

指口米は合 2 升 5 合 2 勺。 但し、指口米の法 972 を乗せ

※地価金：地租を算出するもととなる土地の価格。

※地租金：明治 6 (1873) 年の地租改正により土地に賦課された租税。

※指口米：おそらく指米（合米）のこと。年貢米を運ぶ際、途中で減量する分をあらかじめ付加した米。

←指口米の法 972 とは？

る

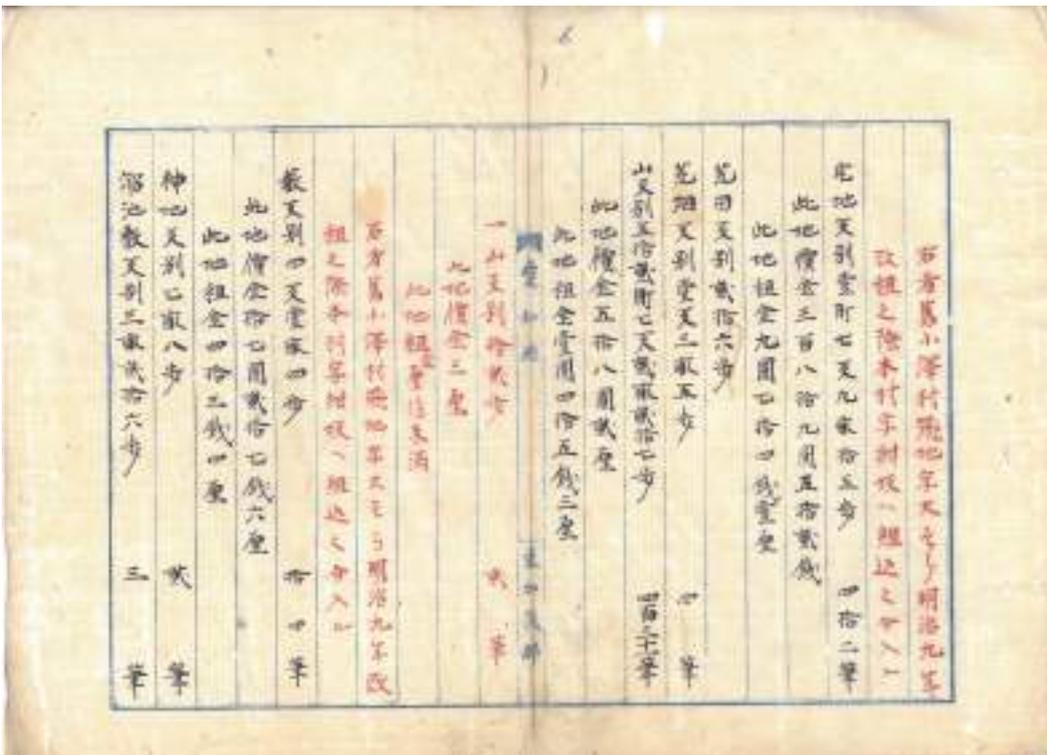
改正反別

一 畑は3畝4歩 1筆

この地価金は2円76銭。

この地租金は6銭9厘。 百分2ヶ半

←百2ヶ半とは？



〈通し番号 6〉

右は、旧小澤村飛地字大そらを、明治9年改租の際に本  
村字紺沢へ組み込んだ分も入る。

←大そらとはどこ？

宅地は、反別で1町7反9畝15歩 42筆

この地価金は、389円52銭。

この地租金は、9円74銭1厘。

荒田は、反別で26歩

荒畑は、反別で1反3畝5歩 4筆

山は、反別で52町7反2畝27歩 431筆

この地価金は、58円2厘。

この地租金は、1円45銭3厘。

一 山は、反別12歩 2筆

この地価金は、3厘。

この地租金は、厘位未滿。

右は、旧小澤村飛地字大そらを、明治9年改租の際に本村字紺沢  
へ組み込んだ分も入る。

藪は、反別で4反1畝4歩 14筆

この地価金は、17円27銭6厘。

この地租金は、43 銭 4 厘。

神地は、反別で 7 畝 8 歩 2 筆

溜池敷は、反別で 3 畝 26 歩 3 筆

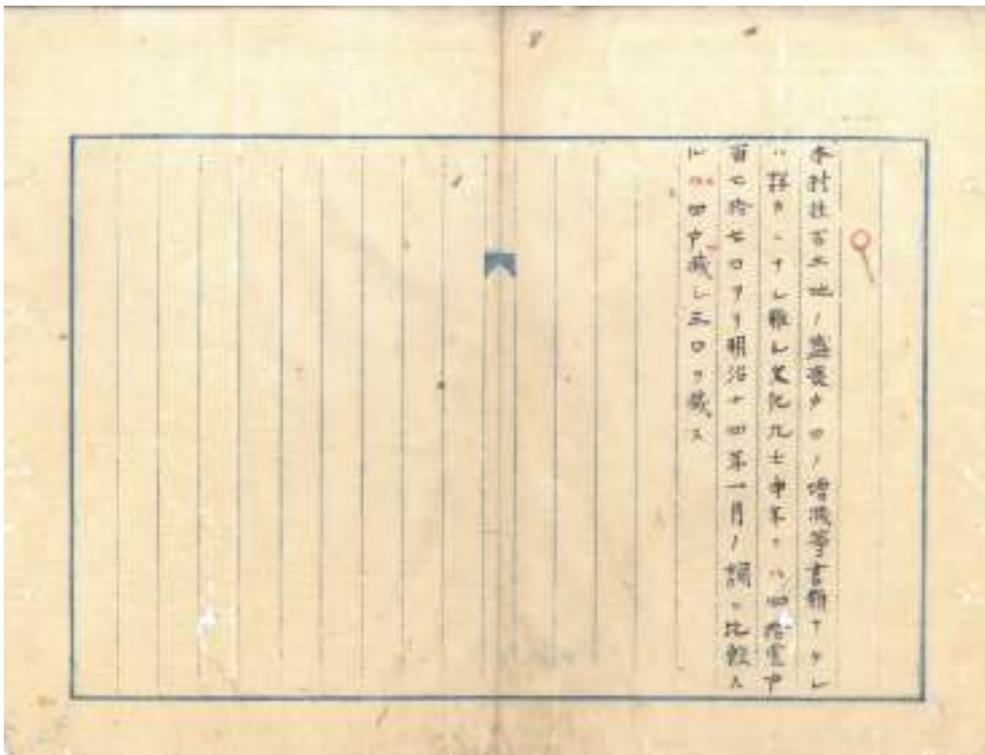


〈通し番号 7〉

墓地は、反別で1反2畝8歩                      19筆

右はすべて民有地であり、本村内に官有の地種はない。

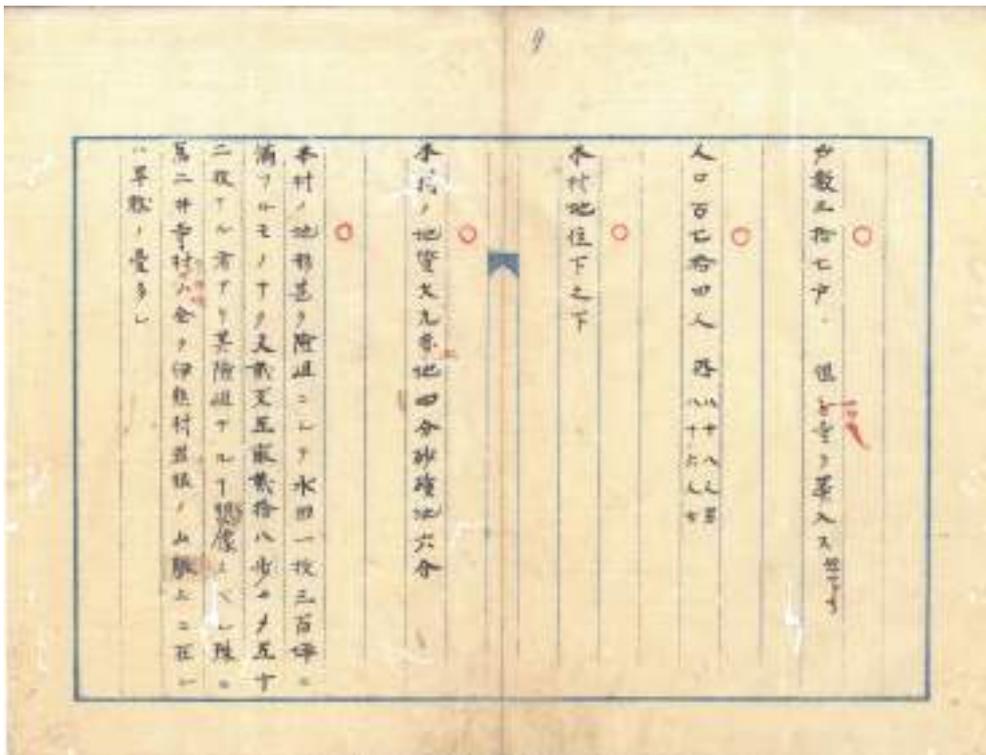
←入会など共有地の存在は？



〈通し番号 8〉 戸数



本村の昔の土地の盛衰や戸口の増減などは書類がないため詳細は  
わかり難い。文化9（1812）<sup>みずのえさる</sup>壬申年には、41戸177口あり、明治  
14（1881）年1月の調査と比較すると、4戸減、3口減である。



〈通し番号 9〉 戸数・人口・地質・土地の特徴



戸数 37 戸 但し、一ヶ寺を算入している



人口 174 人 内 88 人が男、86 人が女



本村の地位は、下の下

※地位：収穫量による土地の等級。



本村の地質はおおよそ、赤土の土地が 4 割で砂礫が 6 割



本村の地形はたいへん険しくそばだっており、水田は一枚 300 坪あるものはなく、また、2 反 5 畝 28 歩にしめて 52 枚あるものもあり、その険しさが想像できる。殊に旧二井寺村の分域はまったく伊熊村岩根の山脈上にあるため、旱魃に苦しめられることが多い。



〈通し番号 10〉 肥料・村の起源・属した庄

○

本村で肥培する物品は、毎年小満の後に雑草や雑木の緑葉・若枝をとともに刈り取り、これを水田の肥料とする。また、余暇のある者は8～9月頃に青焼きと称して草木やイバラを共に刈り取り、これを焼き灰にして来年の作付けの肥料にあてる。このほか、人馬の糞尿を用いる。

※小満：二十四気の一つ。立夏から15日目で、陽暦5月21日ごろ。

○

本村を草創した人の名や年代について詳細はわかっていない。

○

本村は昔から足助庄介木谷の内に属する。

※足助庄介木谷：中世以降、三河でも多くの地域が荘園に組み込まれた。旭の矢作川左岸一帯は、皇室領である八条院領中の高橋新庄の一部だったと考えられる。高橋新庄の境域は明らかではないがかなり広大で、室町時代以降に「足助庄」と呼ばれたものの前身ではないかと思われる。旭の多くの範囲は足助庄の「介木郷」と「阿摺郷」に分かれて属していた。一方、矢作川右岸の三濃村（島崎・下切・下中切・上中切・上切・一色・浅谷・須渕）は、平安時代末期に成立した「遠山荘」の一部。（参考：『旭町誌』p61～）



〈通し番号 11〉 沿革



本村の昔からの沿革は記録がないため知ることは難しい。けれど、  
 言い伝えによれば、元和6（1620）<sup>かのえさる</sup>庚申年から犬山城主の成瀬隼  
 人正殿の領地となり、その後、寛永年中に犬山の分家である成瀬  
 伊豆守殿の領地となり、その後、伊豆守殿の領地が旧幕府へ没収  
 となり、その後、松平縫殿頭殿（奥殿陣屋の主で後に信州龍岡藩  
 知事**即テ氏**を大給と改められる）の領地となり、明治4（1871）年  
 に龍岡藩が廃止になってからは伊奈県足助庁の管轄に属し、同5  
 （1872）年正月から額田県に属し、同6（1873）年1月から愛知県  
 に属す。

※寛永：1624～1645年。

※隼人正・伊豆守・<sup>ぬいどののかみ</sup>縫殿頭は役職名。

←即テ：すなわちの意の接続詞？

※大給<sup>おぎゅう</sup>：大給松平家。松平氏の庶流。

※伊奈県：おそらく伊那県のこと。信濃  
 国内の幕府領・旗本領を管轄するた  
 め明治政府によって設置された府藩  
 県のひとつ。

※額田県：明治4年に三河国と尾張国  
 南部を管轄するために設置された県。  
 現在の愛知県東部。



〈通し番号 12〉 区画変更の経緯



本村の区画の変更を考えると、明治4（1871）年6月に最初の区画が定められ、旧押手・二井寺両村とも第55区の域内となる（このとき、伊奈県足助庁の管轄となる）。

※第55区：おそらく戸籍法（明治4年）による区分け。

明治5（1872）年2月に区画改正が行われ、旧両村共に大五小区となる。

※大五小区・第4大区小5区・第4大区小3区：明治5～11年に設置された大区小区制による区域分け。

明治5年5月にまた区画が改正され、旧押手村は第4大区小5区となり、旧二井寺村は第4大区小3区となる（この年正月より額田県に属する）。

明治6（1873）年2月にまた区画が改められ、旧押手村は第8大区小5区となり、旧二井寺村は第8大区小3区となる（この年1月より愛知県に属する）。

明治6年8月から小区の呼び名が改められ、旧押手村は第8大区5小区となり、旧二井寺村は第8大区3小区となる。

明治7（1874）年6月から旧両村ともに第8大区8小区となる。

明治9（1876）年8月から、旧両村とも第13区となる。

明治11（1878）年12月から、東加茂郡の部内にある。

總計反別拾三町九反九畝拾九歩	此分米百四拾八石八升九合	
上田反別五反壹畝拾歩	此分米七石七斗	盛十五
中田反別貳町壹反六畝八歩	此分米貳拾八石壹斗壹升五合	盛十三
下田反別五町六反貳拾六歩	此分米六拾壹石六斗九升五合	盛十一
上畑反別貳畝貳拾歩	此分米三斗貳升	盛十二
中畑反別壹町五反五畝拾四歩	此分米拾五石五斗四升七合	盛十
下畑反別三町七反二畝九歩	此分米貳拾九石七斗八升四合	盛八
屋敷反別四反壹畝貳歩	此分米四石九斗貳升八合	盛十二
石之外	已上	

〈通し番号 13〉 寛永年中までの反別と年貢



総計は、反別で 13 町 9 反 9 畝 29 歩

この分米は 148 石 8 升 9 合

内

上田は、反別で 5 反 1 畝 10 歩 盛 15

この分米は 7 石 7 斗

中田は、反別で 2 町 1 反 6 畝 8 歩 盛 13

この分米は 28 石 1 斗 1 升 5 合

下田は、反別で 5 町 6 反 26 歩 盛 11

この分米は 61 石 6 斗 9 升 5 合

上畑は、反別で 2 畝 20 歩 盛 12

この分米は 3 斗 2 升

中畑は、反別で 1 町 5 反 5 畝 14 歩 盛 10

この分米は 15 石 5 斗 4 升 7 合

下畑は、反別で 3 町 7 反 2 畝 9 歩 盛 8

この分米は 29 石 7 斗 8 升 4 合

屋敷は、反別で 4 反 1 畝 2 歩 盛 12

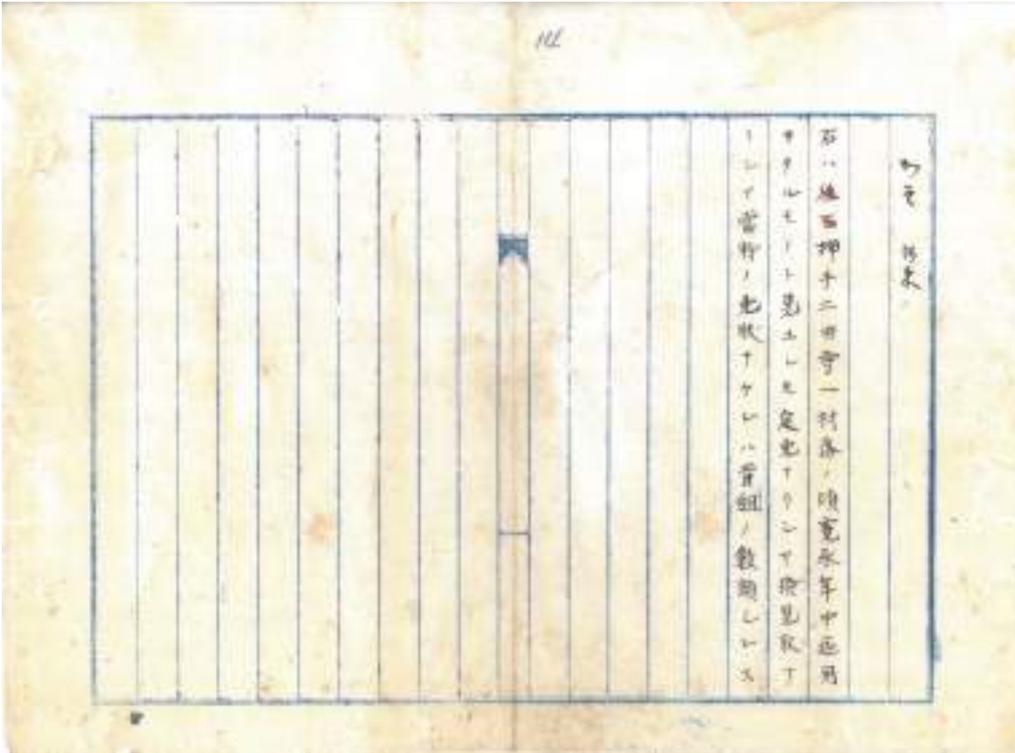
※分米：計算によって求められた年貢米の量のこと。田畑の広さに石盛（田畑の上・中・下の品等に比例して定められる一反当たりの標準収穫量）を乗じて算出した。

※盛：石盛のこと。

この分米は4石9斗2升8合

以上。

右のほか、



〈通し番号 14〉

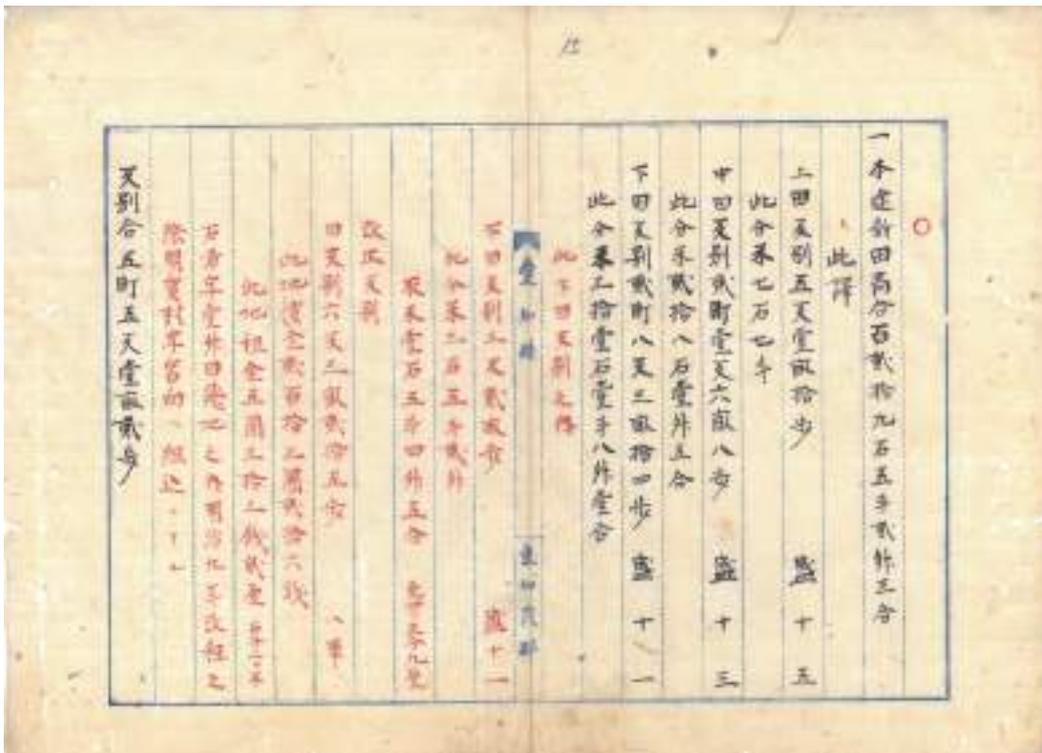
かそ 四束

※かそ：楮のこと。

右は押手と二井寺が一村落の頃、寛永年中まで用いたものと思われるが、定免なのか検見取りなのか、常時の免状がないため貢租の数や額がわからない。

※定免：おそらく定免法のこと。主に江戸時代で行われた年貢徴収法のひとつで、一定の期間の収穫量の平均から年貢率を決めるやり方。

※検見取：定免法より前から行われていた年貢徴収法。毎年役人を派遣して作物の出来を調べ、貢租量を決めるやり方。



〈通し番号 15〉 旧押手村の石高・年貢・内訳および改正反別

○

一 本途新田の石高は、合わせて 29 石 5 斗 2 升 3 合

この内訳は、

上田は、反別で 5 反 1 畝 10 歩 盛 15

この分米は 7 石 7 斗

中田は、反別で 2 町 1 反 6 畝 8 歩 盛 13

この分米は 28 石 1 升 5 合

下田は、反別で 2 町 8 反 3 畝 14 歩 盛 11

この分米は 31 石 1 斗 8 升 1 合

この下田の反別の内、

下田は、反別で 3 反 2 畝歩 盛 11

この分米は 3 石 5 斗 2 升

取米は 1 石 5 斗 4 升 5 合 免 4 つ 3 分 9 厘

改正反別

田は、反別で 6 反 3 畝 25 歩 8 筆

この地価金は 213 円 26 銭

この地租金は 5 円 33 銭 2 厘 100 分の 2 ヶ半

※本途：おそらく本途物成のこと。江戸時代、田畑に課せられた基本的な租税。本途新田は新田分の租税？

※取米：江戸時代の年貢米のこと。  
 ※免：「免除」ではなく「これだけ課します」の意。

右の字の1升田の飛び地の内、明治9年の改租の際に明賀村字  
宮向へ組み込まれた。

反別は合わせて5町5反1畝2歩



〈通し番号 16〉

分米は、合わせて 66 石 9 斗 9 升 6 合

他に、

4 石 8 斗 4 合

無地高

高は、合わせて 71 石 8 斗

本途田高

内、

4 石 8 斗 4 合

無地高引

5 斗 1 升

永引

3 石 6 斗 7 升 7 合

年々引

6 石 8 斗 3 升 4 合

検見平均引

残高、55 石 9 斗 7 升 5 合

この取米は、24 石 5 斗 7 升 3 合

免 4 つ 3 分 9 厘

上畑は、2 畝 20 歩

盛 12

この分米は 3 斗 1 升

中畑は、1 町 4 反 1 畝 26 歩

盛 10

この分米は 14 石 1 斗 8 升 6 合

下畑は、2 町 2 反 3 畝 29 歩

盛 8

この分米は 17 石 9 斗 1 升 8 合

※無地高引 (むじだかひき?ひけ?):  
石盛が古い検知高より減少した場合、石盛は変更せずにその差額を無地高として、年貢の対象からはずしたこと。

※永引<sup>えいびき</sup>: 江戸時代の年貢の減免処置の一種。永引高と同じ?

※年々引<sup>ねんねんびき</sup>: 江戸時代の年貢の減免処置の一種。何らかの事情で年貢を免除する際、その分を引高として村高から引く「高内引<sup>たかうちびき</sup>」のひとつ。年々引は田畑から道や堤に地目変更がされた場合に適用され、永引高として恒常化される。

※検見平均引も年貢減免処置の一種?

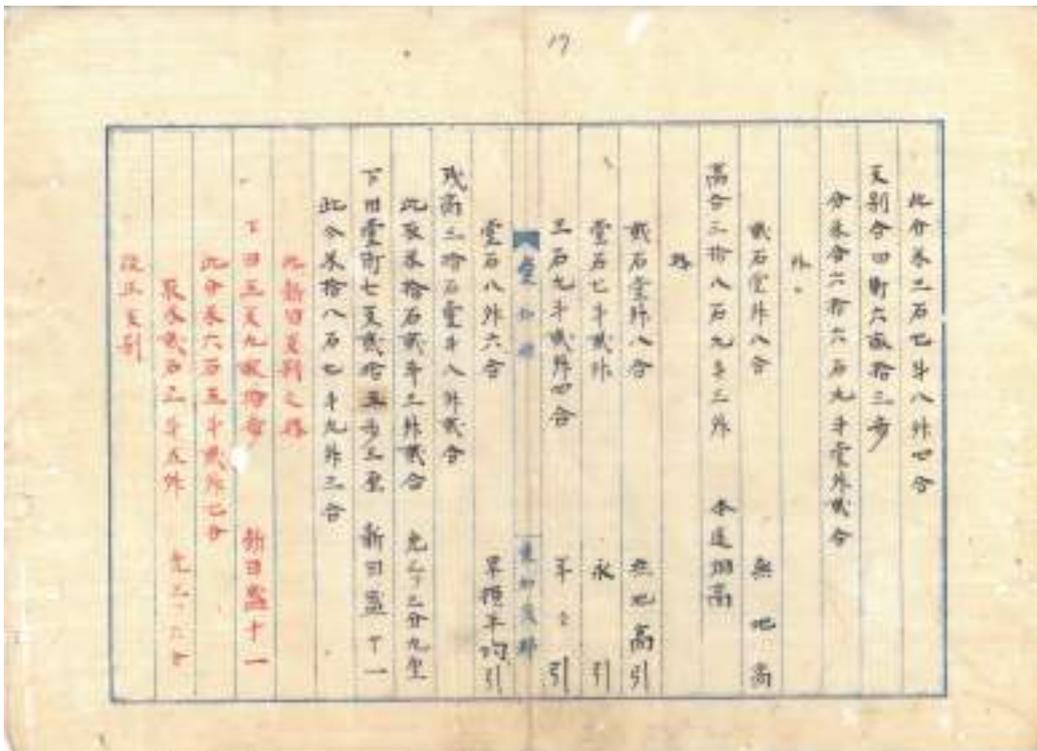
下田畑成は、6 畝 11 歩

盛 11

この分米は 7 斗 4 合

屋敷は、3 反 1 畝 16 歩

盛 13



〈通し番号 17〉

この分米は3石7斗8升4合

反別はあわせて、4町6畝13歩

分米は合わせて66石9斗1升2合

他に、

2石1升8合

無地高

高はあわせて、38石9斗3升

本途畑高

内、

1石1升8合

無地高引

1石7斗2升

永引

3石9斗2升4合

年々引

1石8升6合

早損平均引

残高は、30石1斗8升2合

この取米は10石2斗3升2合

免3つ3分9厘

下田は、1町7反25歩3厘

新田盛11

この分米は18石7斗9升3合

この新田の反別の内、

下田は、5反9畝10歩

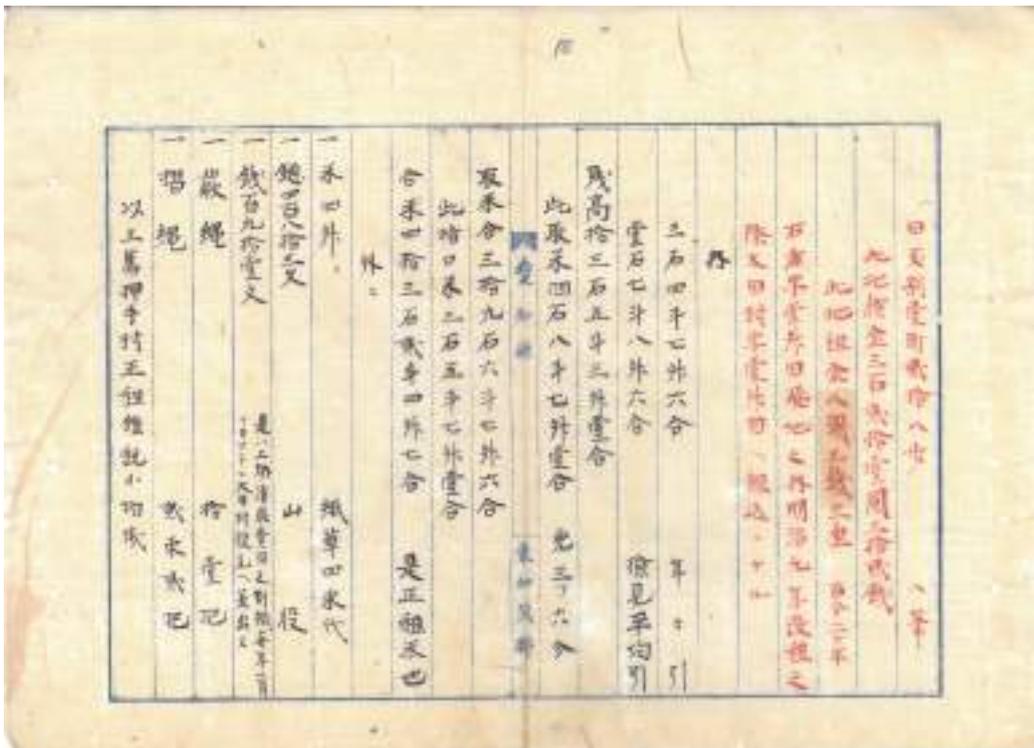
新田盛11

この分米は6石5斗2升7合

取米は2石3斗5升

免3つ6歩

改正反別



〈通し番号 18〉

田は、反別で1町28歩 8筆

この地価金は321円32銭

この地租金は8円3銭3厘 100分2ヶ半

右の字にあった1升の田の飛び地の内、明治9年の改租の際に、太田村字に1升の田が組み込まれた。

内、

3石4斗7升6合 年々引

1石7斗8升6合 検見平均引

残高は、13石5斗3升1合

この取米は、4石8斗7升1合 免3つ6分

取米は、あわせて39石6斗7升6合

この指口米は3石5斗7升1合

あわせて、43石2斗4升7合 これが正租米である。

他に、

一 米4升 紙草4束代

一 鑢<sup>びた</sup>483文 山役

一 銭191文 これは上納する漬蕨の費用の割賦で、毎年2月10

※紙草：こうぞ。

※鑢<sup>びた</sup>：粗悪な硬貨。

日までに大井村役の元へ差し出す

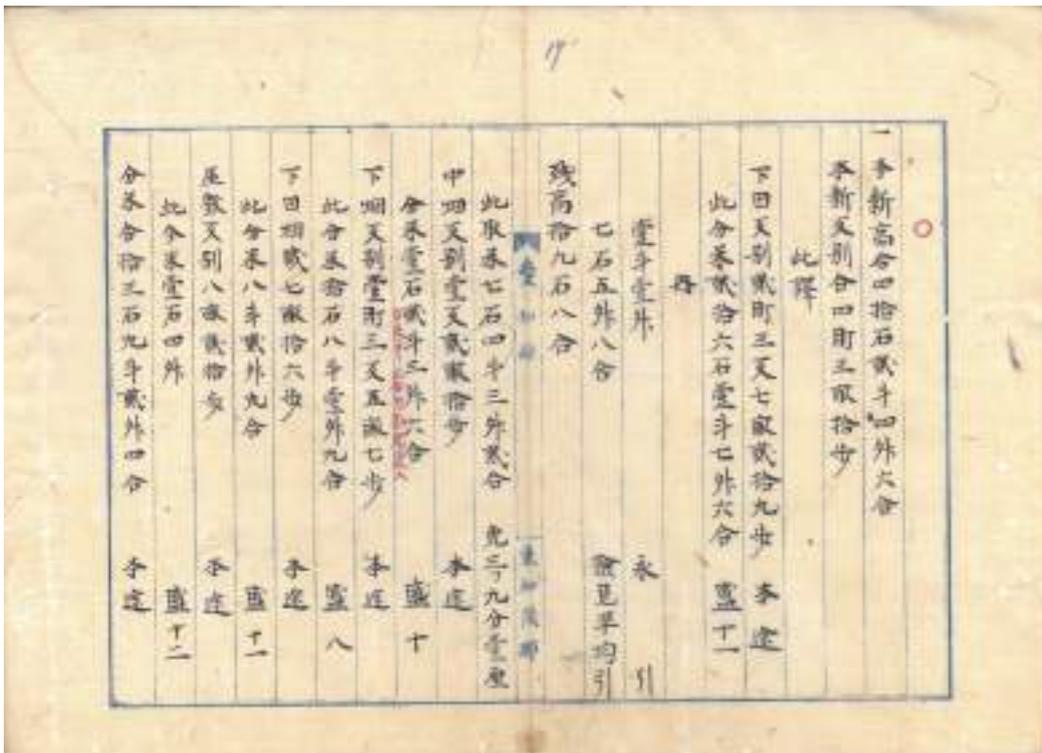
- 一 蕨縄 11 把
- 一 摺縄 2 束 1 把

以上、旧押手村の正租と雑税小物成である。

※蕨縄：ワラビの根から澱粉をとった後の繊維をなべて作った縄。

←摺縄とは？

※雑税小物成：雑税＝小物成。



〈通し番号 19〉 旧二井寺村の石高・年貢・内訳および改正反別

○

一 本新高は、合わせて 40 石 2 斗 4 升 6 合

本新反別は、合わせて 4 町 3 畝 10 歩

この内訳は、

下田は、反別で 2 町 3 反 7 畝 29 歩 本途

この分米は 26 石 1 斗 7 升 6 合 盛 11

うち、

1 斗 1 升 永引

7 石 5 升 8 合 検見平均引

残高 19 石 8 合

この取米は 7 石 4 斗 3 升 2 合 免 3 つ 9 分 1 厘

中畑は、反別で 1 反 2 畝 10 歩 本途

分米は 1 石 2 斗 3 升 6 合 盛 10

右来より、3 合目勘定違いが入る

下畑は、反別で 1 町 3 反 5 畝 7 歩 本途

この分米は 10 石 8 斗 1 升 9 合 盛 8

下田畑成は、7 畝 16 歩 本途

この分米は8斗2升9合	
屋敷は、反別で8畝20歩	本途
この分米は1石4升	盛12
分米は、合わせて13石9斗2升4合	本途

八升	壹石七斗壹升二合	永引
	四斗貳升八合	年々引
	残高拾壹石五斗九升九合	旱損平均引
	此取米二石貳斗九升四合	免二つ八分四厘
	下田又別拾八步	新田
	此分米六升六合	盛十一
	此取米貳升壹合	免三つ二分
	下畑又別壹畝歩	新畑
	此分米八升	盛八
	此取米貳升	免二つ五分
	取米合八石四斗九升九合	
	此指口米七斗六升五合	
	合米九石貳斗六升四合	是正租米也
永壹升		紙草一束代
總貳石拾二文		山 伎
残六拾文		
以上為二斗半計五組雜稅小酌也		

〈通し番号 20〉

うち、

8 升

永引

1 石 7 斗 1 升 7 合

年々引

4 斗 2 升 8 合

旱損平均引

残高は、11 石 5 斗 9 升 9 合

この取米は 3 石 2 斗 9 升 4 合

免 2 つ 8 分 4 厘

下田は、反別で 18 歩 新田

この分米は 6 升 6 合

盛 11

この取米は 2 升 1 合

免 3 つ 2 分

下畑は、反別で 1 畝歩 新畑

この分米は 8 升

盛 8

この取米は 2 升

免 2 つ 5 分

取米は、合わせて 8 石 4 斗 9 升 9 合

この指口米は 7 斗 6 升 5 合

合わせて、米は 9 石 2 斗 6 升 4 合 これが正租米である。

ほかに、

米 1 升

紙草 1 束の代金

鑿 213 文

山役

一 錢 60 文

御用蕨の費用で、毎

年大井村役場へ差し出す

蕨縄

4 把

以上、旧二井寺村の正租と雑税小物成である。



〈通し番号 21〉 年貢の減免が行われた理由

○ かつ、山崩れ、川欠け、耕地、宅地の損害

※川欠け：破堤。

本村は（旧押手村・旧二井寺村ともに）、昔から宝暦9（1759）  
つちのとう己卯年にいたるまで、検見取りであった。（領主が奥殿のとき）  
 10ヶ年平均の方法でまず宝暦かのえうま10 庚午年から5ヶ年の間の定免に  
 すると定められたが、満期の際に定免取の方法の据え置きを願い出  
 て、ついに明治9（1876）年の改租の際まで石の方法に拠って貢  
 租を上納した。とはいっても、旱魃・澇・イナゴ等の損害がある年  
 には必ず用捨引と称して定租のいくぶんかを減免するか、あるいは  
 損害の軽重に応じて金額の若干を賜与されたので、人民は大いに  
 その恩恵を受け、道路や橋梁、井堰などの営繕を請願するときは、  
 状況を観察した上、**埭々**な損害箇所<sup>に</sup>いたるまでことごとく人夫や扶  
 持米、および敷木や**檣木**などを下附されたため、人民は大いにそ  
 の恩恵を受けた。

※澇：水びたしになること。

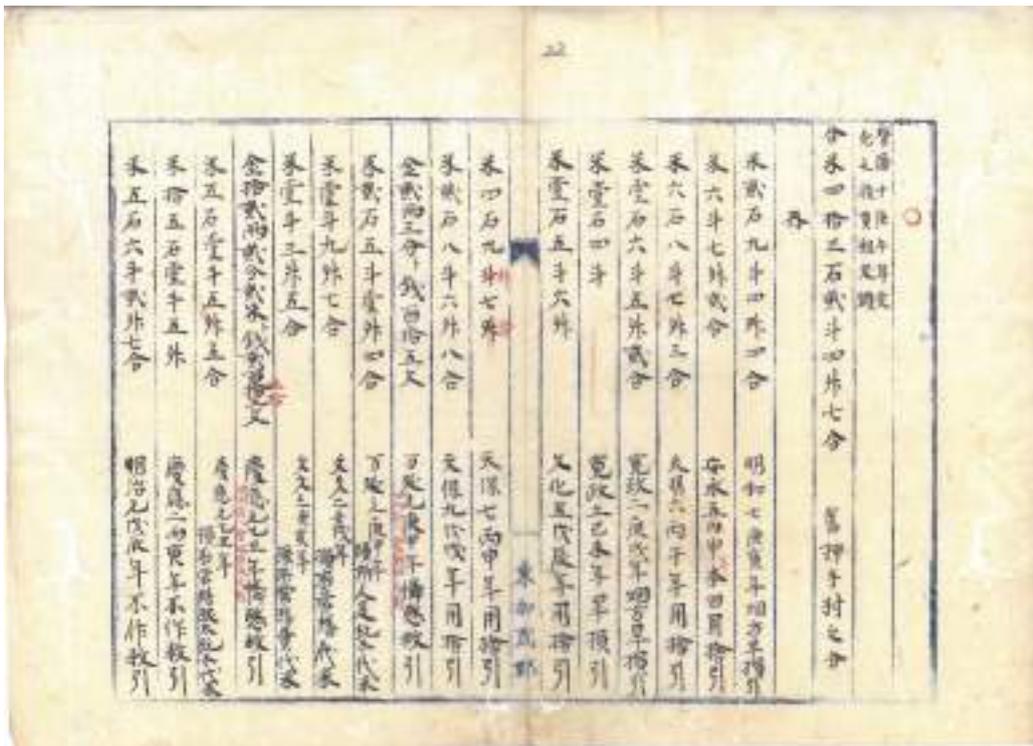
※用捨引ようしゃひげ：年貢の額はそのままだが、  
 徴収する額を減らすこと。

←埭々：堤防？

※扶持米：給与として与えた米。

←檣木：けつぼく？杭？

※根太：床板を受ける横木。



〈通し番号 22〉 旧押手村の減免後の年貢（宝暦 10 年）



宝暦 10(1760) <sup>かのえうま</sup> 庚午年の定免後の貢租の定額

合米 43 石 2 斗 4 升 7 合 旧押手村の分

内、

米 2 石 9 斗 4 升 4 合 明和 7(1770) <sup>かのえとら</sup> 庚寅年。畑方で早損引。

米 6 斗 7 升 2 合 安永 5(1776) <sup>ひのえさる</sup> 丙申年。本田で用捨引。

米 6 石 8 斗 7 升 3 合 天明 6(1786) <sup>ひのえうま</sup> 丙午年。用捨引。

米 1 石 6 斗 5 升 2 合 寛政 2(1790) <sup>かのえいぬ</sup> 庚戌年。畑方を早損引。

※天明の大飢饉は天明 2 (1782) ~ 7 (1787) 年。

米 1 石 4 斗 寛政 11(1799) <sup>つちのとひつじ</sup> 己未年。旱損引。

米 1 石 5 斗 6 升 文化 5(1808) <sup>つちのえたつ</sup> 戊辰年。用捨引。

米 4 石 9 升 7 合 天保 7(1836) <sup>ひのえさる</sup> 丙申年。用捨引。

米 2 石 8 斗 6 升 8 合 天保 9(1838) <sup>つちのえいぬ</sup> 戊戌年。用捨引。

金 2 両 3 分と銭 115 文 万延元 (1860) <sup>かのえさる</sup> 庚申年。憐愍救引。

←憐愍救引？

4000 石へ金 100 両の割。

← 4000 石につき金 100 両？

米 2 石 5 斗 1 升 4 合 万延元 <sup>かのえさる</sup> 庚申年。

損所の人足と杭木の代替米。

←杭木？

米 1 斗 9 升 7 合 文久 2(1862) <sup>みずのえいぬ</sup> 壬戌年。

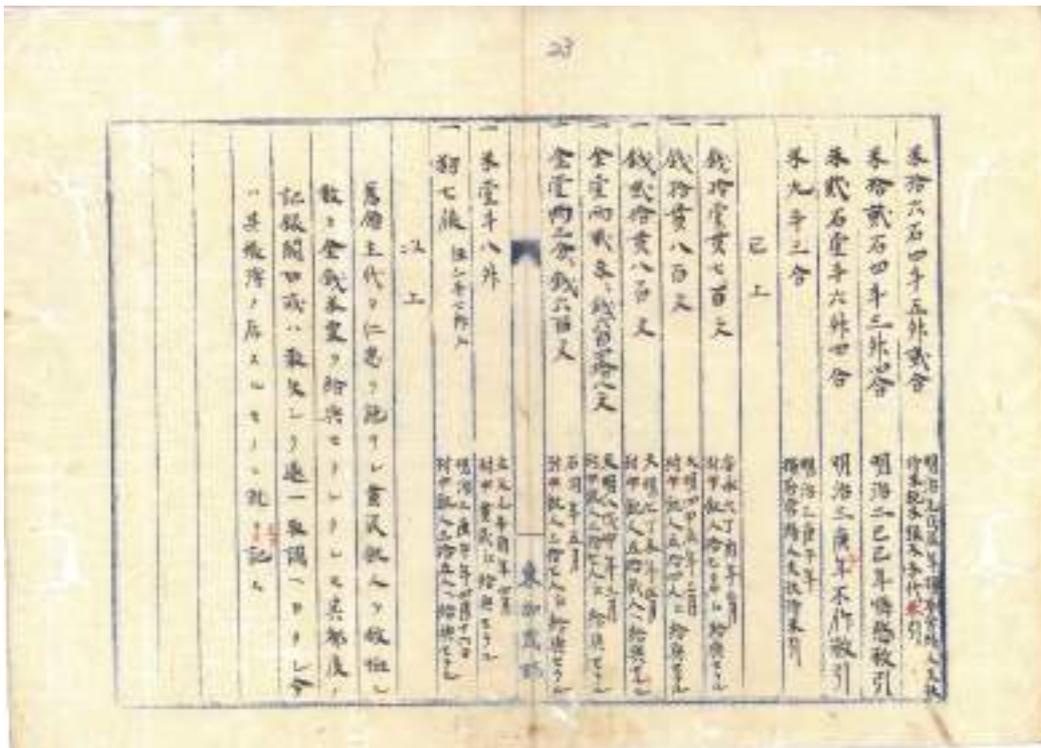
米 1 斗 3 升 5 合 損所を営繕した代替米。  
文久 3(1863) <sup>みずのとい</sup>癸亥年。  
損所を営繕した代替米。

金 12 両 2 分 2 朱と錢 230 文  
慶応元 (1865) <sup>きのとし</sup>乙丑年。 [憐愍救引き](#)。  
**4000 石へ金 100 両の割。**

米 5 石 1 斗 5 升 5 合 慶応元 <sup>きのとし</sup>乙丑年。  
損所を営繕した根太 [杭木](#) の代替米。

米 15 石 1 斗 5 升 慶応 2(1866) <sup>ひのえとら</sup>丙寅年。 不作救引。

米 5 石 6 斗 2 升 7 合 明治元 (1868) <sup>つちのえたつ</sup>戊辰年。 不作救引。



〈通し番号 23〉

米 16 石 4 斗 5 升 2 合

明治元年<sup>つちのえたつ</sup> 戊辰年。

損所を営繕した人夫の扶持米、  
杣木、根太木の代替米を引く。

米 12 石 4 斗 3 升 4 合

明治 2(1869) 己巳年。<sup>つちのとみ</sup>

憐愍救引。

米 2 石 1 斗 6 升 4 合

明治 3(1870) 庚午年。不作救引。<sup>かのえうま</sup>

米 9 斗 3 合

明治 3 庚午年。損所を営繕した  
人夫の扶持米を引く。<sup>かのえうま</sup>

以上、

一 銭 11 貫 700 文

安永 6 (1777) 丁酉年 3 月。<sup>ひのとつ</sup>

←食料ではなく貨幣を給付？

飢人 17 人へ給与される。

一 銭 10 貫 800 文

天明 4 (1784) 甲辰年 3 月。<sup>きのえたつ</sup>

飢人 54 人へ給与される。

一 銭 20 貫 800 文

天明 7 (1787) 丁未年 正月。<sup>ひのとつじ</sup>

飢人 52 人へ給与される。

一 金 1 両 2 朱と銭 648 文

天明 8 (1788) 戊申年 3 月。<sup>つちのえさる</sup>

飢人 37 人へ給与される。

一 金1両3分と銭600文 右と同年5月。  
飢人37人へ給与される。

一 米1斗8升  
文久元(1861)<sup>かのとり</sup>辛酉年。  
貧民へ給与される。

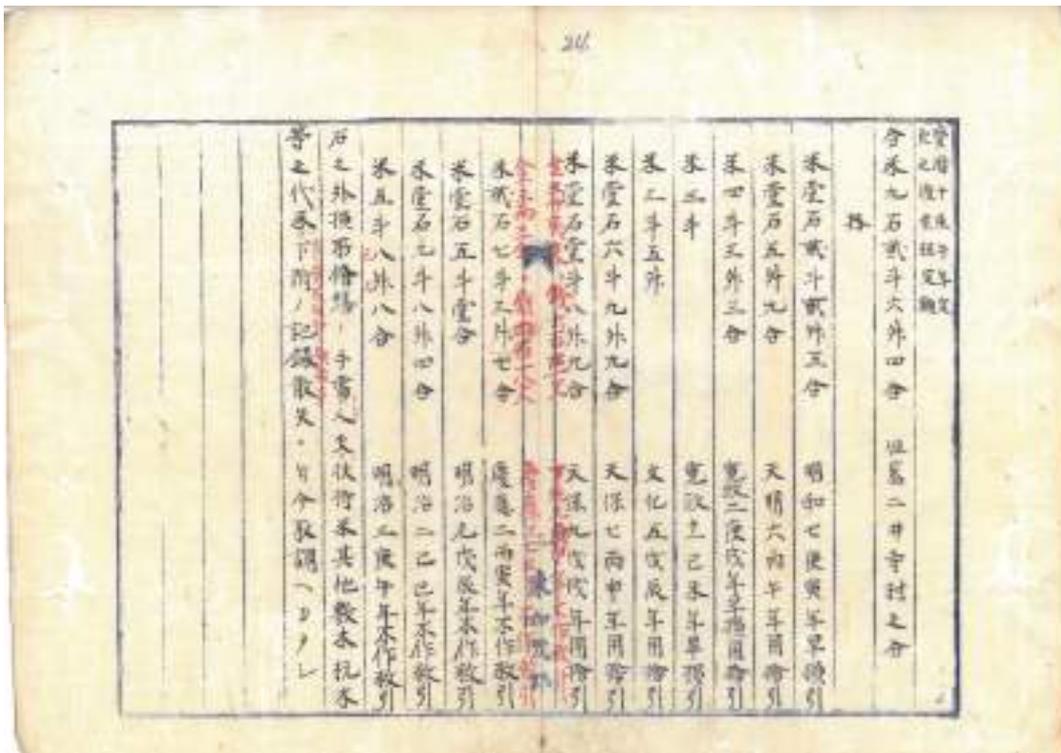
一 粃7俵 ただし斗7升入り  
明治3(1870)<sup>かのえうま</sup>庚午年4月16日。  
飢人35人へ給与される。

以上。

旧領主代々の仁恵によって施され、貧民飢人を救恤し数々の金銭や米粟を給与されたが、その都度の記録が欠如、あるいは散失して、逐一調べるのが難しい。今はその帳簿のあるものについて記す。

<sup>きゆうじゆつ</sup>  
※救恤：困窮者へ金品や物資を支援して救うこと。

【参考】<https://iwasebunko.jp/event/exhibition/entry-250.html>



〈通し番号 24〉 旧二井寺村の減免後の年貢（宝暦 10 年）

宝暦 10(1760) <sup>かのえうま</sup> 庚午年の定免後の貢租の定額

合米 9 石 2 斗 6 升 4 合 　ただし、旧二井寺村の分

内、

米 1 石 2 斗 2 升 5 合

<sup>かのえとら</sup> 明和 7 庚寅年。早損引。

米 1 石 5 升 9 合

<sup>ひのえうま</sup> 天明 6 丙午年。用捨引。

米 4 斗 3 升 3 合

<sup>かのえいぬ</sup> 寛政 2 庚戌年。早損用捨引。

米 3 斗

<sup>つちのとひつじ</sup> 寛政 11 己未年。早損引。

米 3 斗 5 升

<sup>つちのえたつ</sup> 文化 5 戊辰年。用捨引。

米 1 石 6 斗 9 升 9 合

<sup>ひのえさる</sup> 天保 7 丙申年。用捨引。

米 1 石 1 斗 8 升 9 合

<sup>つちのえいぬ</sup> 天保 9 戊戌年。用捨引。

金 3 分 2 朱と銭 621 文

<sup>かのえさる</sup> 万延元庚申年。不作救引。

金 3 両 3 分と銭 418 文

<sup>きのとうし</sup> 慶応元乙丑年。不作救引。

米 2 石 7 斗 3 升 7 合

<sup>ひのえとら</sup> 慶応 2 丙寅年。不作救引。

米 1 石 5 斗 1 合

<sup>つちのえたつ</sup> 明治元戊辰年。不作救引。

米 1 石 9 斗 8 升 4 合

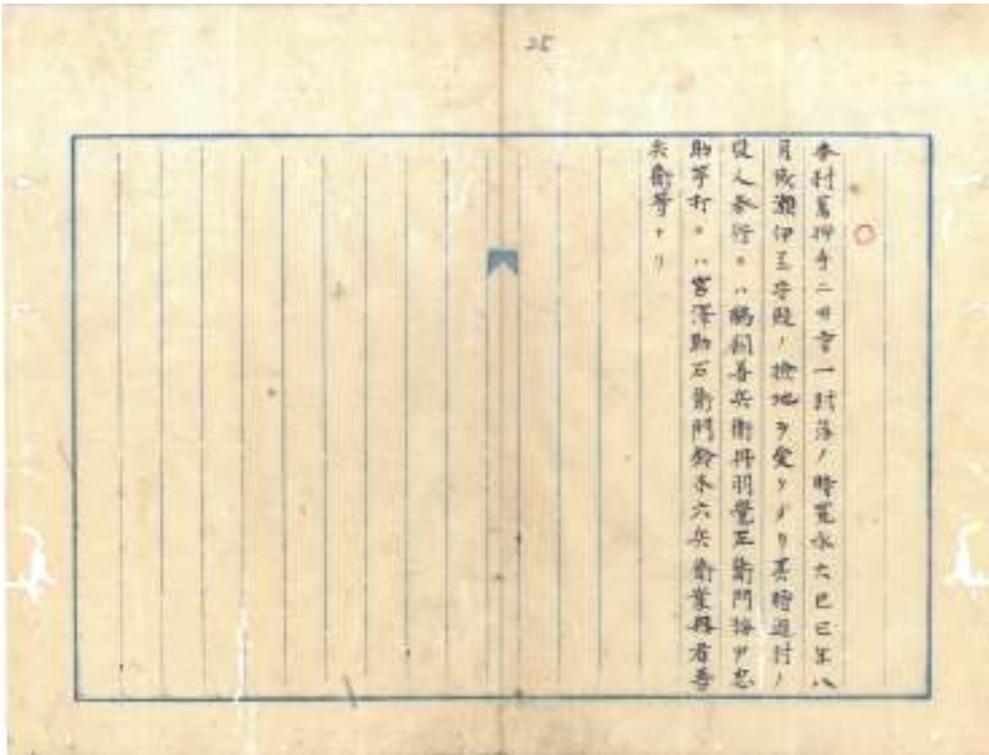
<sup>つちのとみ</sup> 明治 2 己巳年。不作救引。

米 5 斗 8 升 8 合

<sup>かのえうま</sup> 明治 3 庚午年。不作救引。

以上、

右のほか、損所修繕の手当てとして人夫の扶持米、そのほか、敷木杭木などの代替米、および、貧民救助の錢穀などを下附された記録は散失しているため、今では調べるのが難しい。



〈通し番号 25〉 寛永6年の検地



本村は、旧押手と二井寺が一村落のとき、寛永6(1629)己巳年8月、<sup>つちのとみ</sup>成瀬伊豆守殿の検地を受けた。そのとき、巡村の役人奉行には鶴飼善兵衛丹羽覺左衛門梅戸忠助、助竿打ちには宮澤助右衛門鈴木六兵衛、案内者は善兵衛などである。

←助竿打ち：検地の手伝いをする人？



庄屋 利助

明和 8 (1771) <sup>かのとう</sup>辛卯年から天明 2 (1782) <sup>みずのえとら</sup>壬寅年までの 12 年間

庄屋 清右衛門

天明 3 (1783) <sup>みずのとう</sup>癸卯年から寛政元 己酉年までの 7 年間

庄屋 伊右衛門

寛政 2 (1790) <sup>かのえいぬ</sup>庚戌年から文化 8 (1811) <sup>かのとひつじ</sup>辛未年までの 22 年間

庄屋 與左衛門

文化 9 (1812) <sup>みずのえさる</sup>壬申年から文化 11 (1814) <sup>きのえいぬ</sup>甲戌年までの 3 年間

庄屋 猶右衛門

文化 12 (1815) <sup>きのとい</sup>乙亥年から文化 14 (1817) <sup>ひのとうし</sup>丁丑年までの 3 年間

庄屋 伊左衛門

文政元 (1818) <sup>つちのえとら</sup>戊寅年から文政 2 (1819) <sup>つちのとう</sup>己卯年までの 2 年間

庄屋 芳右衛門

文政 3 (1820) <sup>かのえたつ</sup>庚辰年の 1 年間

庄屋 茂左衛門

文政 4 (1821) <sup>かのとみ</sup>辛巳年から文政 9 (1826) <sup>ひのえいぬ</sup>丙戌年までの 6 年間

庄屋 猶右衛門

文政 10 (1827) <sup>ひのとい</sup>丁亥年から文政 11 (1828) <sup>つちのえね</sup>戊子年までの 2 年間

庄屋 芳右衛門



庄屋 彌十

元治元 (1864) <sup>きのえね</sup> 甲子年から慶応元 (1865) <sup>きのとうし</sup> 乙丑年までの 2 年間

庄屋 喜兵衛

慶応 2 (1866) <sup>ひのえとら</sup> 丙寅年から明治元 (1868) <sup>つちのえたつ</sup> 戊辰年までの 3 年間

庄屋 彌十

明治 2 (1869) <sup>つちのとみ</sup> 己巳年の 1 年間

庄屋 勘五郎

明治 3 (1870) <sup>かのえうま</sup> 庚午年から明治 4 (1871) <sup>かのとひつじ</sup> 辛未年までの 7 ヶ月

庄屋 東加塩村庄屋の林嘉平がこれを兼務

明治 4 (1871) <sup>かのとひつじ</sup> 辛未年から明治 7 (1874) <sup>きのえいぬ</sup> 甲戌年までの 7 年 6 ヶ月

名主 後藤芳太郎

明治 4 年 <sup>かのとひつじ</sup> 辛未 8 月、庄屋を名主と改称。明治 5 年 <sup>みずのえさる</sup> 壬申 5 月に名主を百姓総代取締と改称。明治 5 年 <sup>みずのえさる</sup> 壬申 11 月に百姓総代取締を戸長と改称。明治 6 年 癸酉 4 月に戸長を改称して副戸長 **介** とした。

←副戸長介は副戸長補助？

明治 7 (1874) <sup>きのえいぬ</sup> 甲戌年 7 月から明治 10 (1877) <sup>ひのとうし</sup> 丁丑年 5 月までの間

小前総代 後藤常三郎

明治 7 年 7 月、副戸長介を廃して小前総代をおき、明治 9 年 2 月に小前総代を廃して伍々長をおき、同年 8 月に伍々長を廃して組長をおいた。



〈通し番号 28〉 旧押手村の歴代庄屋



本村のうち旧押手村の里正は、昔から享保 5（1720）年にいたるまでの間に誰々がいたかは知り難い。

享保 6（1721）年から同 10 年	庄屋 茂兵衛
享保 11（1726）年から同 20 年	庄屋 伊兵衛
元文元（1736）年から同 5 年	庄屋 瀬兵衛
寛保元（1741）年から明和 3（1766）年	庄屋 伊兵衛
明和 9（1772）年から安永 5（1776）年	庄屋 瀬兵衛
安永 6（1777）年から寛政 5（1793）年	庄屋 伊兵衛
寛政 6（1794）年から同 8 年	庄屋 久兵衛
寛政 9（1797）年から文化 6（1809）年	庄屋 伊兵衛
文化 7（1810）年から同 10 年	庄屋 専治郎
文化 11（1814）年から同 13 年	庄屋 勝蔵
文化 14（1817）年から弘化 4（1847）年	庄屋 太吉
嘉永元（1848）年から同 3 年	庄屋 増吉
嘉永 5（1852）年から安政 4（1857）年	庄屋 久助
安政 5（1858）年から慶応 3（1867）年	庄屋 伊平

明治元（1868）年から同 3 年

庄屋 辰治郎

明治 4（1871）年から同 10 年

名主・百姓総代・戸長・副戸長介・小前総代・伍々長・組長

後藤伊平

以上





〈通し番号 30〉 神明社



村社神明社は旧押手村字宮之前 2 番地にある。寛文 11 (1671)

辛亥年かのといに一字の小堂を建立して毘沙門天（普賢院の住僧慧澄という者の彫刻したもの）を安置し、産土社と尊崇してきたところ、明治 4 (1871) 年 7 月に改正し、神明社と称して村社に定めた。

※一字＝一棟

※産土：産まれた土地の守り神。

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 一 祭神   | 天照大神                           |
| 一 社殿   | 5 尺 9 寸、3 尺 5 寸                |
| 一 祭日   | 9 月 15 日                       |
| 一 由緒   | なし                             |
| 一 神位   | なし                             |
| 一 本社雨覆 | 縦 2 間 3 尺、横 2 間 3 尺、<br>ただし藁葺き |
| 一 拝殿   | 縦 3 間、横 3 間、ただし藁葺き             |
| 一 神酒壺  | 1 対、ただし陶器                      |
| 一 三方   | 5 前                            |
| 一 八足机  | 3 脚                            |
| 一 鉤灯籠  | 2 個、ただし真鍮                      |

←雨覆？

- |                |      |
|----------------|------|
| 一 石灯籠          | 2 基  |
| 一 境内反別 6 畝 3 步 | 民有地  |
| 一 氏子           | 29 戸 |

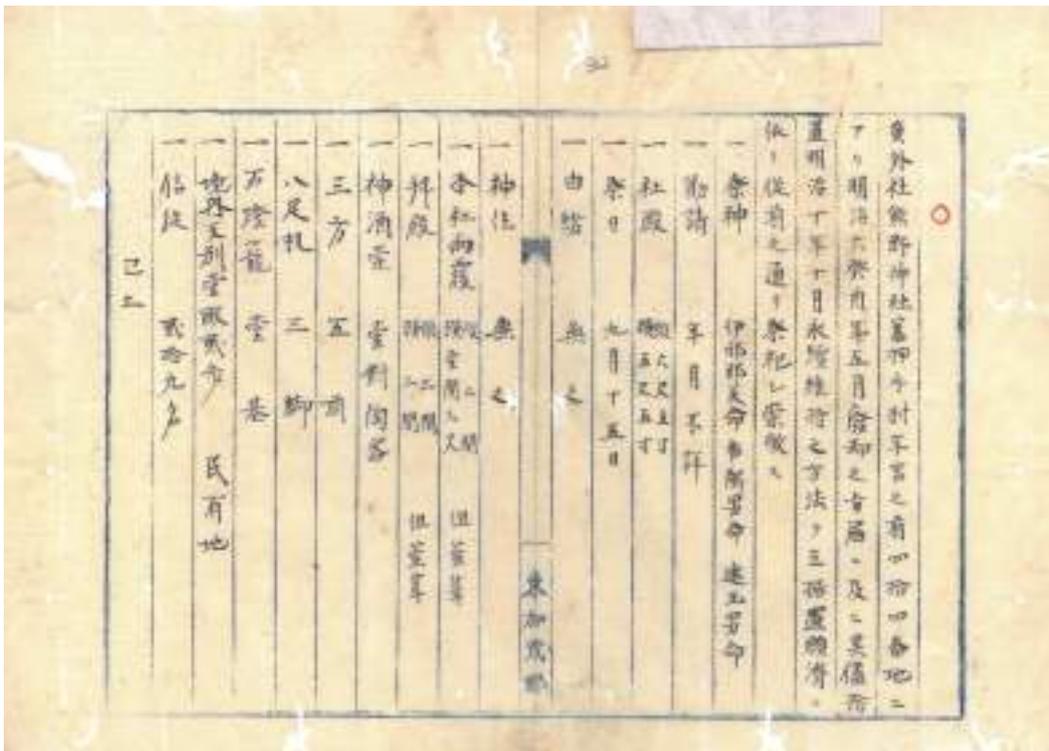


〈通し番号 31〉

以上。

老人がいうには、古い毘沙門堂は天正年中に二井寺村の諸堂舎とともに武田信玄に焼却され、その灰の上に小杉を植えておいたところ数囲いの大木となった（明治7～8年頃にこれを伐る）。今の毘沙門堂の西の方に、今なお朽ちた盤根があり、これはその遺株だという。

※天正：1573～1593年。



〈通し番号 32〉 熊野神社

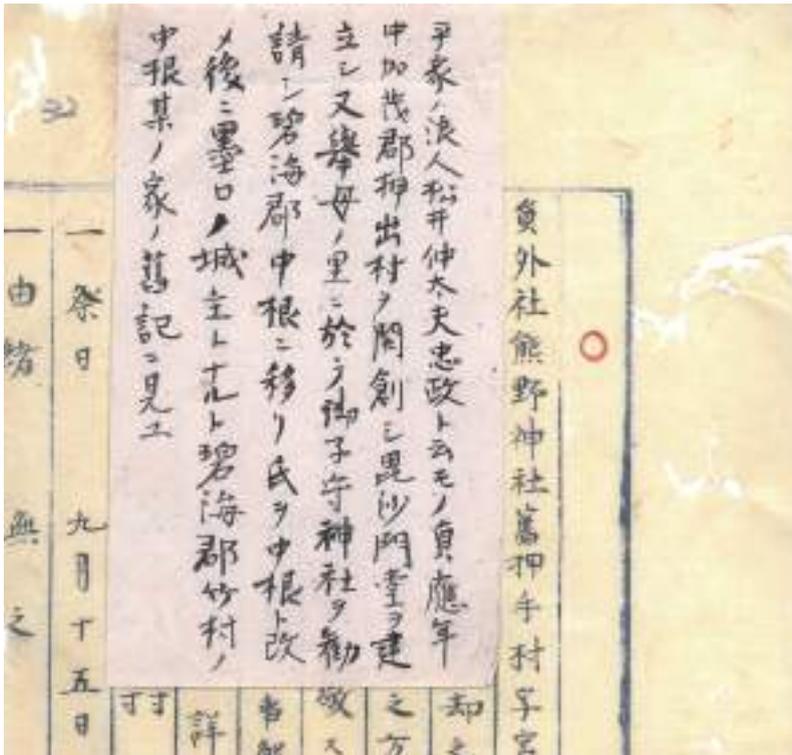


員外社熊野神社は、旧押手村字宮之前44番地にある。明治6(1873) ※現・押井町字宮之前44

みずのととり  
 癸酉年5月に廃却の旨を届け出、そのまま捨て置いた。明治10  
 年10月に永続維持の方法を立<sup>て</sup>据え置きを願い出たので、従前の  
 通り祭祀して崇敬している。

- |        |                    |                                      |
|--------|--------------------|--------------------------------------|
| 一 祭神   | 伊邪那美命 事解男命<br>速玉男命 | ※事解男命：ことさかのおのみこと<br>※速玉男命：はやたまのおのみこと |
| 一 勧請   | 年月不明               |                                      |
| 一 社殿   | 縦6尺5寸、横5尺5寸        |                                      |
| 一 祭日   | 9月15日              |                                      |
| 一 由緒   | なし                 |                                      |
| 一 神位   | なし                 |                                      |
| 一 本社雨覆 | 縦2間、横1間3尺、ただし藁葺き   |                                      |
| 一 拝殿   | 縦3間、横2間、ただし藁葺き     |                                      |
| 一 神酒壺  | 1対、陶器              |                                      |
| 一 三方   | 5前                 |                                      |

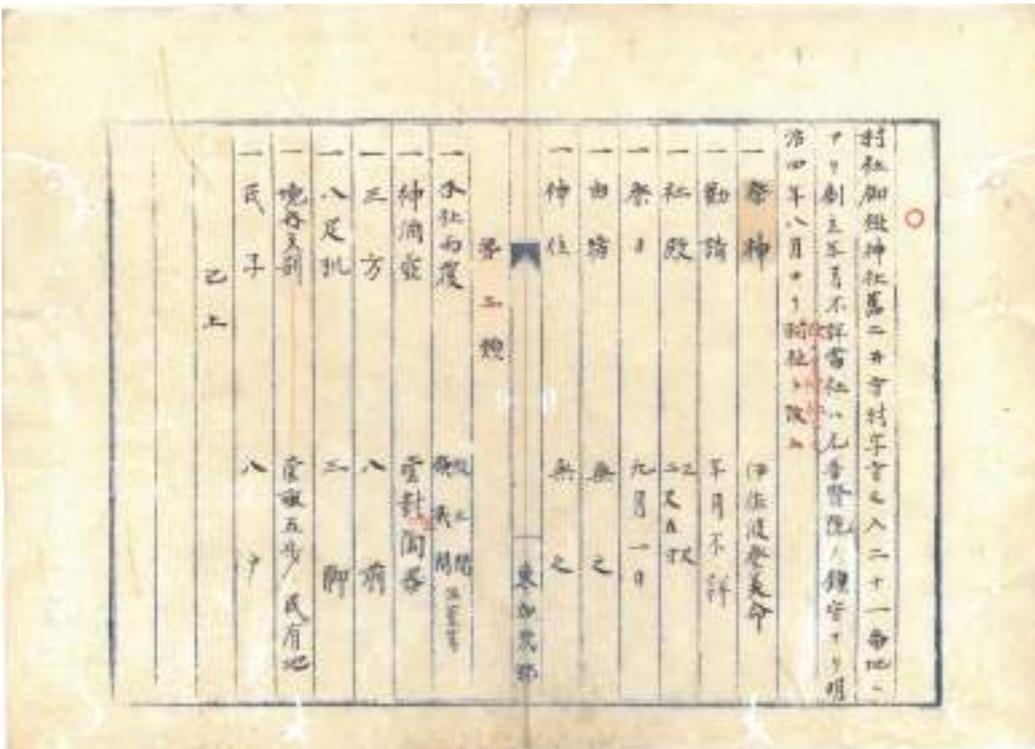
- 一 八足机 3脚
  - 一 石灯籠 1基
  - 一 境内反別 1畝2歩 民有地
  - 一 信徒 29名
- 以上



【別紙】

平家の浪人である松井仲太夫忠政という者が貞応年中に加茂郡押出村を開創し、毘沙門堂を建立し、また挙母の里で御子守神社を勧請し、碧海郡中根に移り、氏を中根に改めた後、墨口の城主となったと、碧海郡竹村の中根某の家の旧記に見られる。

←押出村：押手村の誤り？



〈通し番号なし〉御鋤神社



村社御鋤神社は、旧二井寺村字寺之入 21 番地にある。創立年月日は不明。当社は元普賢院の鎮守である。明治 4 年 8 月より改めて村社とした。

- 一 祭神 伊左波美命
- 一 勧請 年月不詳
- 一 社殿 3 尺、2 尺 5 寸
- 一 祭日 9 月 1 日
- 一 由緒 なし
- 一 神位 なし
- 一 本社雨覆 縦 3 間、横 2 間、ただし藁葺き
- 一 神酒壺 1 対、ただし陶器
- 一 三方 8 前
- 一 八足机 3 脚
- 一 境内反別 1 畝 5 歩 民有地
- 一 氏子 8 戸

以上



〈通し番号 33〉 普賢院



龍雲山二井寺普賢院

旧二井寺村字寺之入 22 番地にある。天台宗で無檀無録の小寺である。そもそも当寺の昔の事跡をたずねると、遠とめあるか、もしくはなくなったか、もしくはあたかも欧州前の世界の年序事跡を語るかのようである。そうではあるが、旧記と口碑とによると、白鳳年中の草創で（本願主が誰かはわからない）、源頼朝公の諸堂舎を再建し（年月不明）、700 石の寺領（どの地なのか、現在知ろうとしてもいわれがない）を寄付されて、当時の本堂（字寺之入 18 番の山中にあるといわれる）・釈迦堂・護摩堂（ともに今の寺地）・鐘楼（字東垣内 8 番の山中にある）・天神堂（字寺之入 26 番の山中にある）・鎮守 8 社・権現社・牛頭天王社・御鋤神社（3 社とも旧二井寺村村社の地にある）・弁天堂（今の寺地）・稻荷社（字寺之入 18 番の山中にある）・僧坊には普賢院大仙坊（字松下 9 番の田がその跡である）・金蔵坊（字松下 10 番の田がその跡である）・密蔵坊（字松下 6 番の田、同じく 3 番の畑がその跡である）・両之坊（字松下 4 番の宅地がその跡である）・成就坊（字松下 16 番の畑がその跡である）。

※現・押井町寺之入 22

←遠とめあるか？

←欧州前の…：それほどわからないという意味の例え？

※白鳳：寺社の縁起や地方の地誌・歴史書などに登場する私年号（『日本書紀』に現れない元号）の一つ。通説では白雉（650 年～ 654 年）の別称・美称。

※護摩堂：護摩をたいて祈祷を行う仏堂。



〈通し番号 34〉

金剛坊（字松下 12 番の畑がその跡である）・大蔵郷（字松下 7 番の田、同じく 8 番の畑がその跡である）・卿公キョウノキミ（房の跡は現在では明らかではない。疑われるのは字東垣内の中だろうと思われる）・道場坊（字大下田 11 番の畑がその跡である）・奥之院（上伊熊村の岩根の森という山がそれである）・薬師堂（現在、岩根の薬師堂と称するものがそれである）・十二所権現社（上伊熊村の村社がこれである。ただし昔は薬師堂とともに西向きであったため、近来位置方向を改め、東向きに再建したという）・子院二坊（二坊ともその称号は明らかではない。上伊熊村岩根の森の北の方、耕地の旧字で寺畑・寺屋敷などと呼ぶものがその跡である）・浴室（字寺之入 25 番の畑がその跡である）・二王門（字松下 6 番の田がその跡である）・大門（東加塩村字坂 51 番の田、7 畝 6 歩・地主は林庄入（？）がその跡である）。昔の門内に安置していた四天王の木像は、今もない 3 体存在しており、同村字柏の木 32 番の小堂のなかに安置し、村民が尊重し恭敬している）。などこの山中に林立しており、巍巍たる梵刹であったが、惜しくも天正初めの頃（年月未詳）、甲州武田家の臣下である山縣三郎兵衛昌景（国史によると、天正 3 年の 5

※子院：本寺の境内にあり、本寺に付属する小寺院。脇寺。

※巍巍きぎたる：山などが高く大きいさま。徳が高く尊いさま。

月に武田勝頼が長篠を累月か囲ったといい、美濃国の軍と遠江国の軍の多数の鉄砲が機に応じて同時に発砲し、昌景中丸は落馬して死んだ

### 【欄外】

明治15年10月1日、大雨洪水で東加塩村の川の水が暴れてみなぎり、河に沿った耕地は大いに破壊された。往右大門の礎に石臼を発見した林庄七という者が運搬し、そして寺境に安置した。惜しいことに20年前、大門の田が損壊したときにその石王筒が露出したという、庄七の父・周助の話がある。これは11月30日の事である。

←往右？

←石王筒？筒？

### 【別紙】



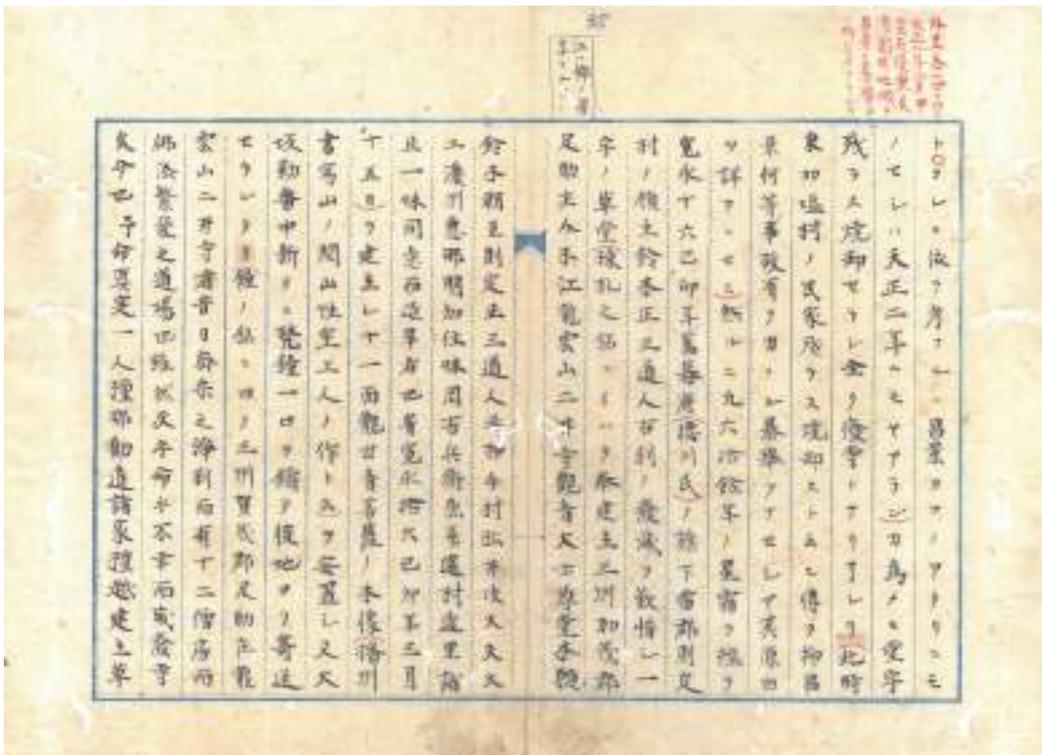
問僧坊の称号に官名の大蔵卿とはなぜかと聞いたところ、その答えは、能住の僧侶の通称であり、住んでいた庵室に蒙らせたものである。また、官名を通称に使うのは僭妄もはなはだしいのではないか、僧侶の通称に官名を使ういわれがあるのか、と聞いたところ、その通りである、ただし官名を通称に使うことについてはいわれがないわけではない。昔、度牒を得て出家するものの多くは華族の子弟だっ

←能住？

←蒙らせた：住んでいた庵室の名前にした？

←僭妄：傲慢？

たため、出家の後もその父兄の官名を通称としたとみられる。吉田兼好の徒然草に大納言法印某という人もいる。開いてみると、卿公もまたこれになぞらえているとわかる。



〈通し番号 35〉

とされる。これによって考えられるのは、昌景がこのあたりにいたのは天正2年かもしれない) のために堂宇が残らず焼却されまったくの廃寺となってしまった (このとき、東加塩村の民家は残らず焼却したと言い伝えられている。そもそも昌景はどんな事の故があつてこのような暴挙をしたのか。その原由ははっきりしない)。それによっておよそ60余年の星霜を経て、寛永16(1639)己卯年、幕府(徳川氏)の旗本である当郡則定村の領主・鈴木正三道人が古刹の廢滅を嘆いて一字の草堂(棟札の銘には、三州加茂郡足助庄介木江の龍雲山二井寺觀音大士尊堂を建立たてまつる。本願は鈴木朝臣則定正三道人、並びに押手村松井次大夫大工美濃国は恵那の明知に住む味岡吉兵衛丞、並びに遠村や近里の諸、かつ一味、すなわち造畢に同意する者である。時寛永16(1639)己卯年3月15日)を建立して十一面觀世音菩薩の木像(播州書写山を開山した性空上人の作とされる)を安置し、また大坂勤番中に新しく梵鐘1口を鑄造して彼の地から送って寄越した(鐘の銘には、三州賀茂郡足助庄の龍雲山二井寺、昔日は密宗の淨刹であり十二僧坊、しかも仏法繁榮の道場であつた。だが天平命乎不幸にして廢寺となつてし

※堂宇：堂の建物。

※道人：世俗を捨て隱遁生活を送る人。

※造畢：建物をつくり終わること。

※濃州：美濃国の異称。

※勤番：交代で勤務すること。

※播州：播磨国の異称。

※性空：平安時代中期の天台宗の僧。

播磨国書写山に入山し、圓教寺を創建した。山岳仏教を背景とする聖の系統に属する法華經持經者として知られ、存命中から多くの靈驗があつたことが伝えられている。

まった。今也予命真まことに一人の檀那が勧進し、諸家が檀越して草堂を建立して

※勧進：寺社仏像などの造立修復のために寄付を集めること。

※檀越<sup>だんおつ</sup>：寺院や僧尼に衣食住を施与する信者を、僧の方から檀那・檀越という。

#### 【欄外 1】

外史の 14 卷には、天正 2 年 2 月、甲斐の国の兵が東美濃に侵攻し明地（明知？）城を取り囲む、とある。昌景の暴挙はこのときのことだろうか。

#### 【欄外 2】

江は郷の借字だろうか



〈通し番号なし〉

観世音菩薩聖像を安置し、**当此時也有** 原田氏の四郎左衛門 尉種直小兵衛 尉種、次の者が一鐘懸の小楼における（一鐘を鐘楼に懸け？）修二親菩薩提の善根新鑄を欲し、**かつまた士農与工廠商** 励その業の者またこの声を聞き、則出塵離垢偏赴仏地また施主の深志のところ、致る也仰願檀門の栄盛、山門の繁与、地久天長而絶この倫祝々銘日金鐘の功德が誠に日日新たに倍増し、鳴月夕すこぶる報霜晨（夜明け）響徹三界の声を聞き、八埒警覚蒙昧引接迷人上自一品下至四民惶々離苦了々出塵所鹿幾者億々万春千、時は寛永 21（1644）<sup>きのえさる</sup> 甲申年、仲春（陰暦 2 月）吉日、鈴木氏末孫正三、謹銘原田四郎左衛門 尉種直同小兵衛 尉種次冶工、撰州大坂の住宗左衛門 尉藤原胤、次尾州熱田住小塚次兵衛 **銘功**）。この後（年月不詳）、当国の鳳来寺不動院の憲盛の弟子・憲海と**みずのとし** いう者が当寺の中興の第一世の住職となり、すなわち東叡山管領宮の御支配となる（維新の際は比叡山に属す）。その後、享保 18（1733）**みつのり** 癸 丑年（当寺の中興第三世の住職・慧澄の時である）、領主である松平縫殿頭源盈乗殿より当村の中において、5 石 8 斗の正租を（この取米は 2 石 2 斗 6 升 7 合 8 勺）寄付し、祈祷料として年ごと

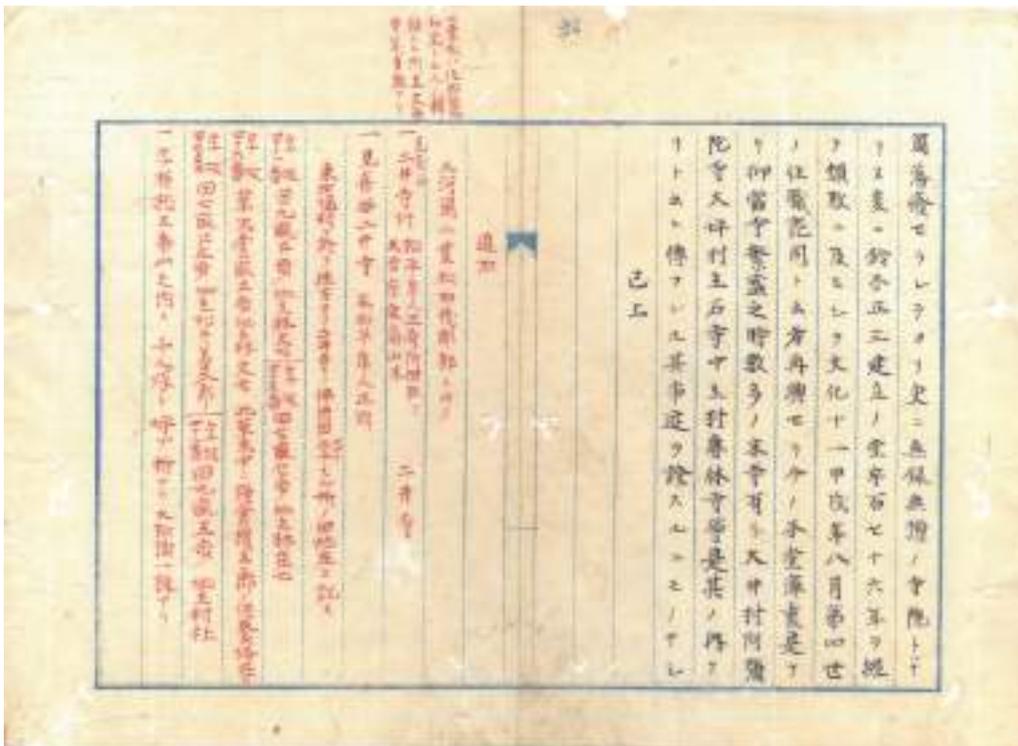
※尉：階級の種類。

※善根：種々の善を生じる根本のこと。  
無食・無瞋・無痴を三善根という。

←惶々：おそれかきこまる？

※胤：藤原血筋を受けた者。  
※尾州：尾張国。

に 200 匹を贈られ、永世の祈祷場と定められたのが、憐れむべきこ  
とに明治 4 年に



〈通し番号 36〉

龍岡藩が廃止になってから、さらに無録無檀の寺となってしまった。ここに、鈴木正三建立の堂宇は176年を経て頽廢におよんだところ、文化11（1814）<sup>きのえいぬ</sup>甲戌年8月に第四世の住職・亮圓という者が再興した。今の本堂庫裏はこれである。そもそも当寺は繁盛の時には数多くの末寺があり、大井村の阿彌陀寺、大坪村の立石寺、中立村の専休寺など、これはそのうちであると言い伝えられているが、この事跡を証明するためのものはない。

※大井村・中立村：現在の足助地区の一部。

以上。

追加

三河国二葉松加茂郡部に日里

←日里？

- 一 見喜谷二井寺村 松平隼人正奇附の田がある。天台宗東叡山末。 二井寺
- 一 見喜谷二井寺 松平隼人正牌あり。

東加塩村において、昔から二井寺仏供田という地名がある田地を左に記す。

※ 仏供田<sup>ぶくでん</sup>：外部から権力や財力で仏教を保護するため、寺に寄進した田畑のことらしい。

字 坂 43 番 田 9 畝 20 歩 地主は林文七 | 字 坂 45 番 田 7

畝 7 歩 地主は林庄七

字 坂 46 番 草生 1 畝 20 歩 地主は林文七 この草生の中に鎌倉  
権三郎の供養塔がある。

字 坂 47 番 田 7 畝 25 歩 地主は松井善太郎 | 字 坂 48 番  
田 9 畝 5 歩 地主は村社

一 字横枕 5 番の山中に千人塚と呼ぶところがあり、大松樹が 1 株  
ある。 ※横枕：足助町にこの地名がある。

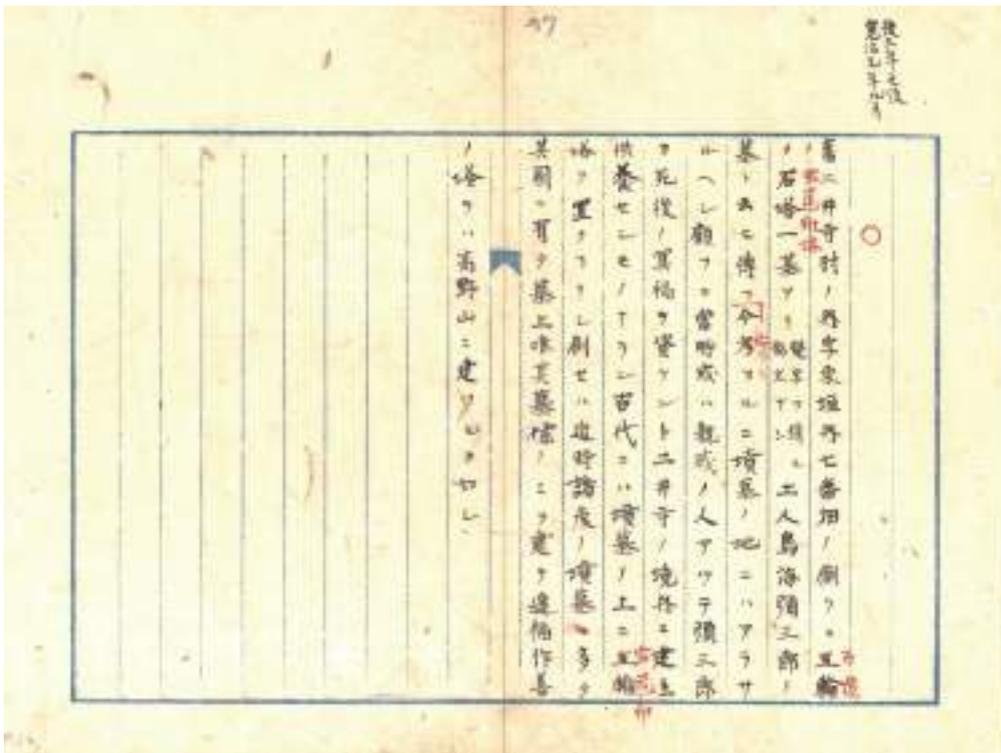
### 【欄外】

二葉松は佐野監物・知堯<sup>かのえさる</sup>という人が集録したところ、元文庚申年（元  
文 5（1740）年）の自跋<sup>じせき</sup>がある。

※知堯：ちぎょう？ともたか？

※監物<sup>けんもつ</sup>：律令制の官職名。

※自跋<sup>じせき</sup>：編著の次第などを巻末に付記  
した文章のうち、編集者が自ら執筆し  
たもの。



〈通し番号 37〉 旧二井寺村・東垣内の宝篋印塔



旧二井寺村の中の字東垣内7番の畑のかたわらに、石像の宝篋印塔が1基ある（梵字を鐫る銘文なし）。土着の住民である鳥海家彌三郎の墓と言いつたえられている。現在考えると、墳墓の地ではないだろう。かえりみると、当時あるいは親戚の人がおり、彌三郎の死後の冥福のたすけにするために二井寺の境内に建立・供養したものであろう。古代には墳墓の上に宝篋印塔を置くことはなかった。例えば近時の諸侯の墳墓に多く、その国にあつて墓の上にただその墓標のみを立てて追福作善の塔を高野山に建てたようである。

※宝篋印塔：墓塔・供養塔などに使われる仏塔の一種。

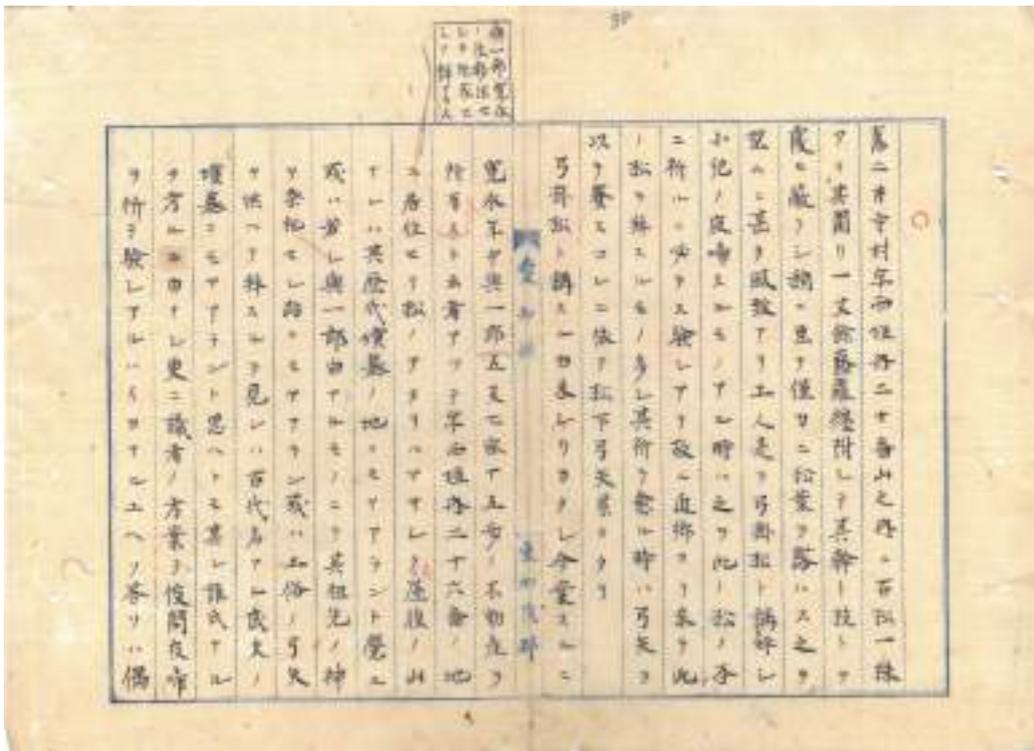
←鐫る：彫る？

※追福作善<sup>さぜん</sup>：塔婆を立てたり読経を行ったりして死者の冥福を祈ること。

【欄外】

後3年の役

寛治元（1087）年9月。



〈通し番号 38〉 旧二井寺村・西垣内の古松



旧二井寺村字西垣内 20 番の山の中に、古松が一株ある。そのまわり 1 丈あまりに藤の蔓がからみついて幹と枝を覆い尽くしており、木の先端にわずかに松葉が見えている。これを目にすると非常におもむきがある。土地の者はこれを弓掛け松と呼び、小さい子どもが夜泣きするときはこの松のもとで祈る。そうすると必ず験しがあったため、近郷から来てこの松を拝む者も多い。その祈りを癒すときは弓矢を供えることから、松の下には弓矢が累々と積み上がっている。

※ 験<sup>し</sup>：ご利益。

弓掛松と称する由来はわからない。今考えると、寛永年間に与一郎（5 反 7 畝 15 歩の不動産を所有。寛永の後で移住したのか、絶家したのか、わかっていない）という者がおり、字西垣内 26 番の地に住んでいた。松のあたりはまさしくその家の後ろの山であるので、その歴代墳墓の地でもあるだろうと思われる。あるいはもし与一郎にゆかりのある者がその祖先の神を祀った跡かもしれない。あるいは、土俗の弓矢を供えて拝むところをみると、古代に名のある武人の墳墓かもしれないと思われるが、それが誰氏であるか考えてもゆかりがない。さらに識者に考察を問い、夜泣きを祈つ

てご利益があるのはどうしてなのかと聞いたところ、答えはたまた  
ま

**【欄外】**

※寛永：1624～1645年。

與一郎

寛永の後に移住したか、家が絶えたか、詳細はわからない。

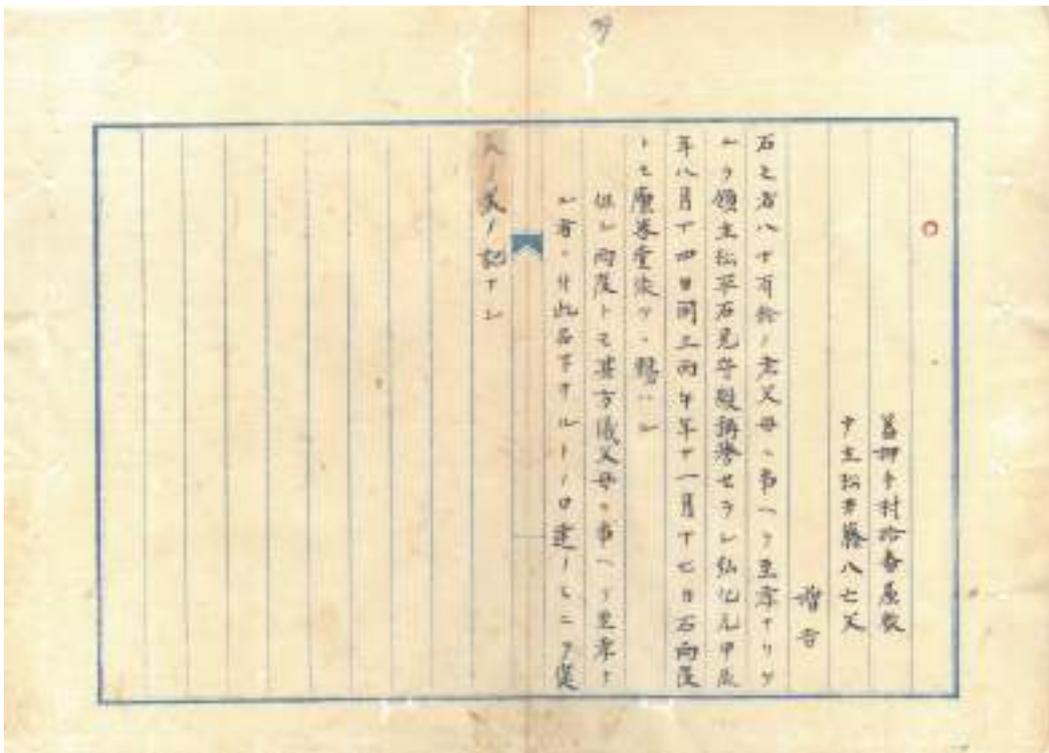


〈通し番号なし〉

そういうことがあっただけであるか、あるいは、いわく鬼神のいやし  
いものが独り木の下に住むというので、それらのせいでもあるかも  
しれない。さらに識者に問え

←途中で切れてる？

他の識者にも聞きなさい、ということ？



〈通し番号 39〉 孝行者と働き者の褒賞

○

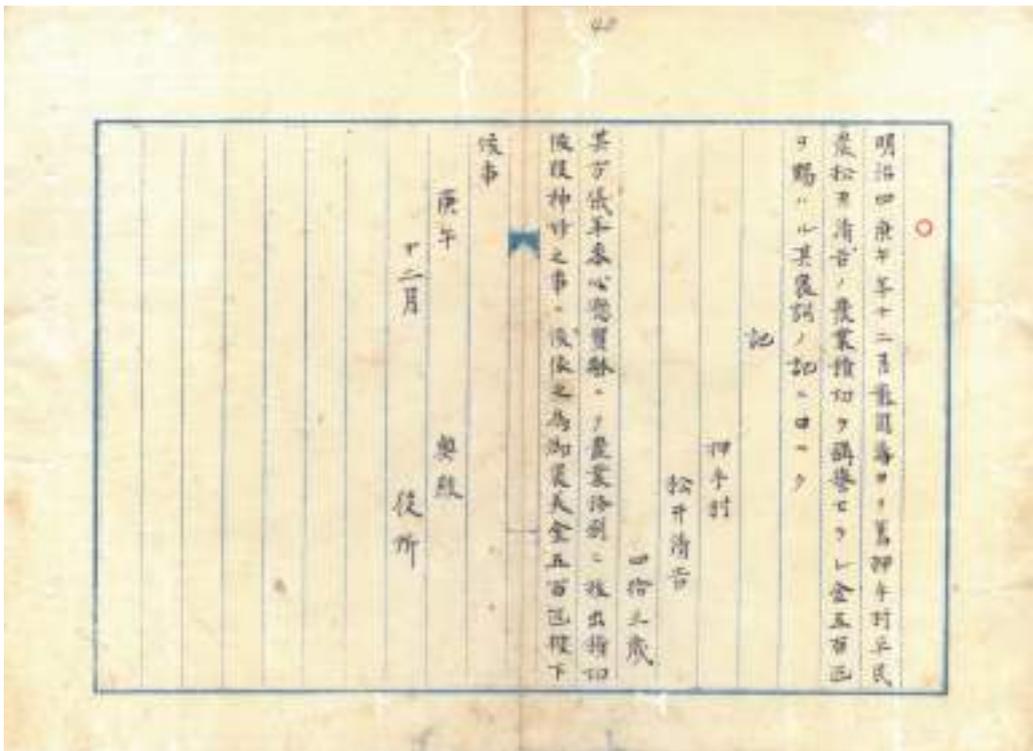
旧押手村 10 番屋敷

戸主松井藤八亡父

増吉

右の者は、80 有余の老父母につかえてこの上もなく孝行であるので、領主の松平石見守殿が褒め称え、弘化元（1844）<sup>きのえたつ</sup>甲辰年 8 月 14 日と同3<sup>ひのえうま</sup>丙午年 11 月 17 日、どちらの年にも廩米 1 俵ずつたまわった。

ただし、どちらの年もその儀父母につかえてこの上もなく孝行な者につきこの品をくださるとの口達のみであって、褒美の記録はない。



〈通し番号 40〉



明治4 (1871) <sup>かのとひつじ</sup> 辛未年 12月、龍岡藩から旧押手村の平民農の松井清吉の農業の積功を褒め称え、金 500 匹をたまわる。その褒詞の記録によると

←平民農：平民で農民？

積功：読みはしやく

褒詞：読みはほうし

記

押手村

松井清吉

43 歳

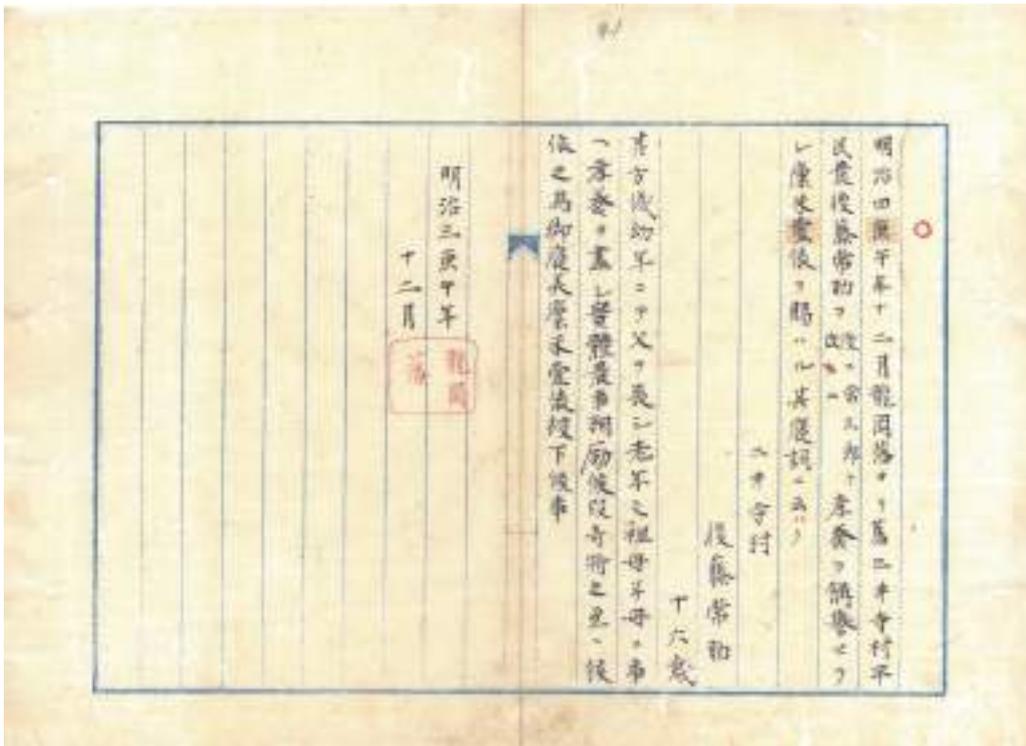
その方は儀年来心がけが実体で、農業で格別に抜きん出た積功である。感心なことであるので、このため御褒美金 500 匹をいただきたい。

※40. 41 は、褒美をしたいから金をくれと役所に願い出た記録？

庚午 奥殿

十二月 役所

※奥殿：奥殿藩のこと。加茂郡や信濃国佐久郡にも領地があった。



〈通し番号 41〉

○

明治4 (1871) <sup>かのとひつじ</sup>辛未年12月、龍岡藩から旧二井寺平民農の後藤常助が(後に常三郎と改める)親によく孝行を尽くして褒め称えられ、  
 廩米1俵をたまわる。その褒詞の記録によると

二井寺村

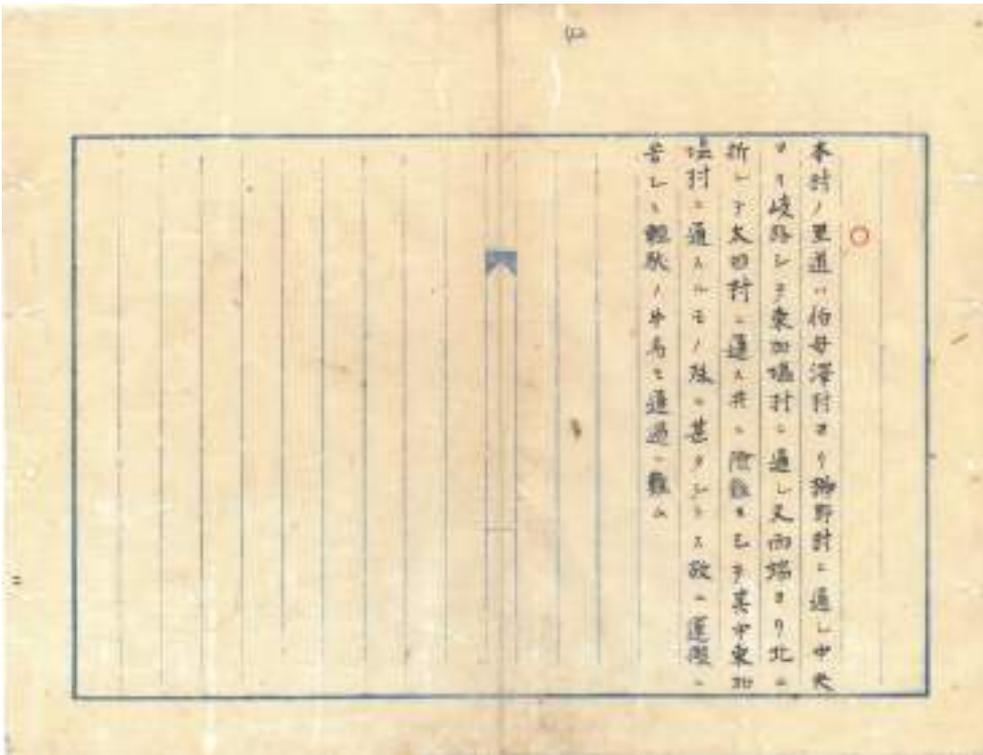
後藤常助

16歳

その方は儀幼年のときに父を亡くし、老年の祖母と母につかえ、孝行を尽くして実体農事にも励んだ。奇なことであるので、このため扶持米として米1俵をいただきたい。

明治3 (1870) <sup>かのえうま</sup>庚午年

12月 (手書きで龍岡藩の印)

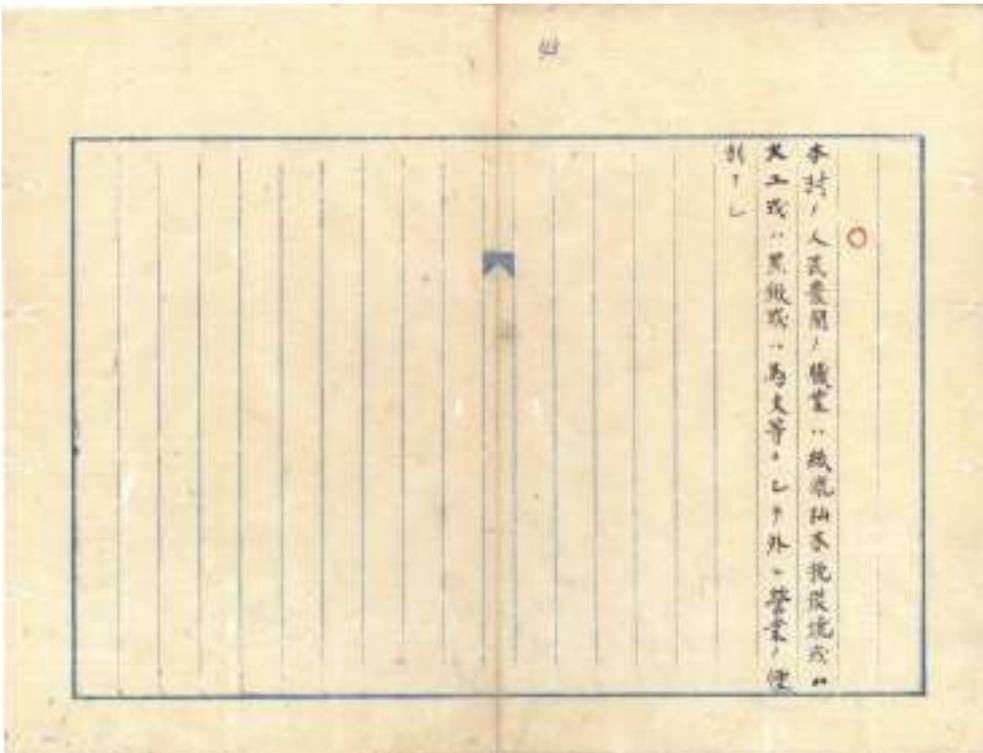


〈通し番号 42〉 里道のこと



本村の里道は伯母沢村から榊野村に通じ、中央から分かれて東加塩村に通じ、また西の端から北に折れて、太田村に通じる。ともに険しく困難で、その中でも東加塩村に通じるものは特にひどいため、運搬に苦しみ軽駄の牛馬も通過するのが難しい。

※軽駄：大きくないこと？



〈通し番号 43〉 農間仕事

○

本村の人民の農間の職業は、紙すき、材木作業、木挽き、炭焼き、あるいは大工、黒鋤、あるいは馬夫などである。ほかに利益を得るよい方法はなかった。

※ 黒鋤：<sup>くろくわ</sup>道普請や土木工事などに従事した者。



〈通し番号 44〉 村民の性質

○

諺でも貧乏隙なしといい、また言うたたきさせはくひさすと本村の人民でもそういう者が大変多い。それゆえに有道の人について道を学ぶには違がなく、そのため貧しく、すなわち楽をする者がなく、またその貧しいことに安んずる者もない。たまたま1、2の康食をする者はあるものの、いまだ礼節が何物であるか、廉恥の何事であるかを弁へ知れるものはない。だからといって人情があり正直で飾り気がないものもないわけではないが、これをまとめると性質が愚弱で風俗が卑しいといわざるをえない。そうはいつでも、聖治の徳化に浴して将来必ず温良恭儉の美俗をあらわすようになるだろう。

←たたきさせはくひさすと？

←隙：ひま？

※有道：正しい道にかなっていること。  
徳業をなすこと。

←違：ひま？

←康食？

←弁へ知れる？

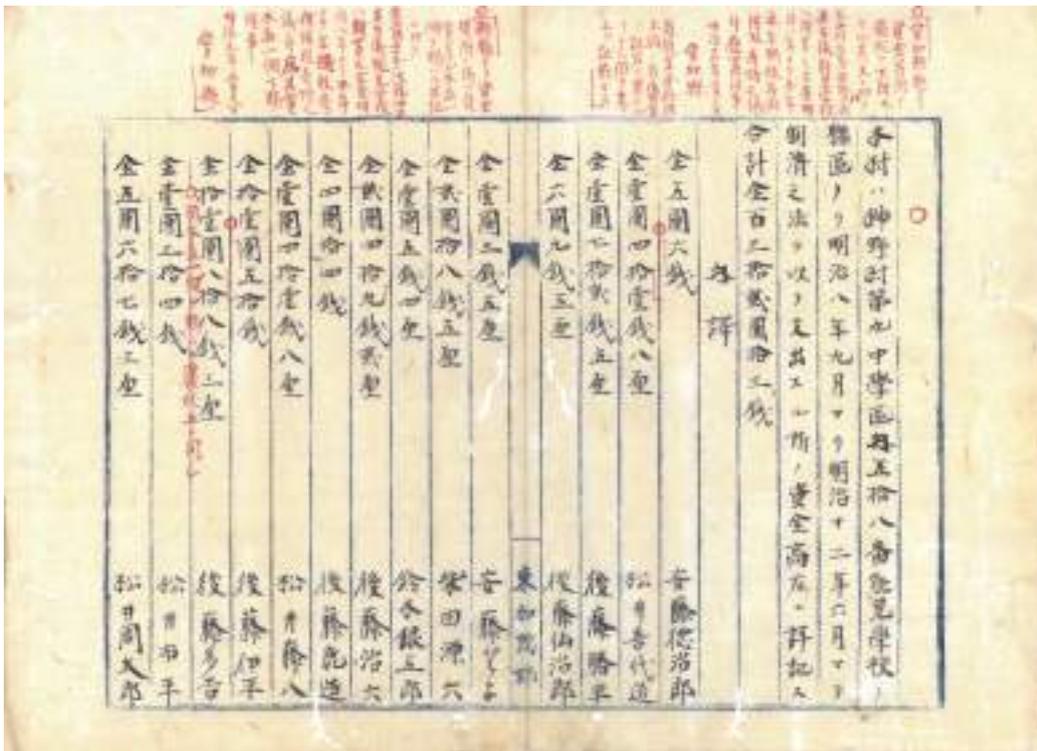
※廉恥：心が清らかで、恥を知る心がつよいこと。

※恭儉：人にはうやうやしく、自分は慎み深くすること。

○

明治6 (1873) <sup>みずのと</sup>癸酉年、学校の設立があり修学するといっても、いまだにご布告やお達しなどを読んでその旨趣を理解する者はほとんどいない。そうではあるが、大器晩成というように数十年を経た後には大いに学事が進歩するのを見ることがあるだろう。

※旨趣：読みはししゅ



〈通し番号なし〉能見学校への寄付金



本村は榊野村第九中学区内 58 番の能見学校の連区である。明治 8 年 9 月から明治 12 年 6 月まで割済の法で支出する資金高を左に詳しく記す。合計金 132 円 13 銭。

※能見学校：旭町誌 p325 に記述あり。

←割済の法：割賦？

内訳

金 5 円 6 銭                      安藤徳治郎

愛知県庁より資金寄付の褒状を下附された。その文によると、金 5 円 6 銭、安藤徳治郎は儀能見学校へ頭書の金額を明治 8 年から本年まで年賦で寄付をしていた。たいへん感心なことであるので褒めおく。

明治 12 年 11 月 18 日

愛知県

寄付金額 10 円未満の者に褒賞の記載があるので異なることはない。よって更にこれを記載しない。

金 1 円 41 銭 8 厘              松井喜代造

金 1 円 72 銭 5 厘              後藤勝平

金 6 円 9 銭 5 厘              後藤仙治郎

金 1 円 3 銭 5 厘	安藤とよ
金 2 円 16 銭 5 厘	柴田源六
金 1 円 5 銭 4 厘	鈴木銀五郎
金 2 円 49 銭 2 厘	後藤治六
金 4 円 16 銭	後藤鹿造
金 1 円 41 銭 8 厘	松井藤八
金 10 円 50 銭	後藤伊平

県庁より資金の寄付を褒賞され、木盃 1 個を賜った。その記録によると

金 11 円 50 銭、後藤伊平は能見学校（頭書の金額は明治 8 年から本年まで年賦で寄付をしていた。たいへん感心なことである）のでその賞として木盃 1 個を下賜する。

明治 12 年 11 月 18 日

愛知県

金 11 円 88 銭 3 厘	後藤多吉
-----------------	------

同じく木盃 1 個を賜る。褒状は上に同じ。

金 1 円 34 銭	松井市平
金 5 円 67 銭 3 厘	松井周太郎

45

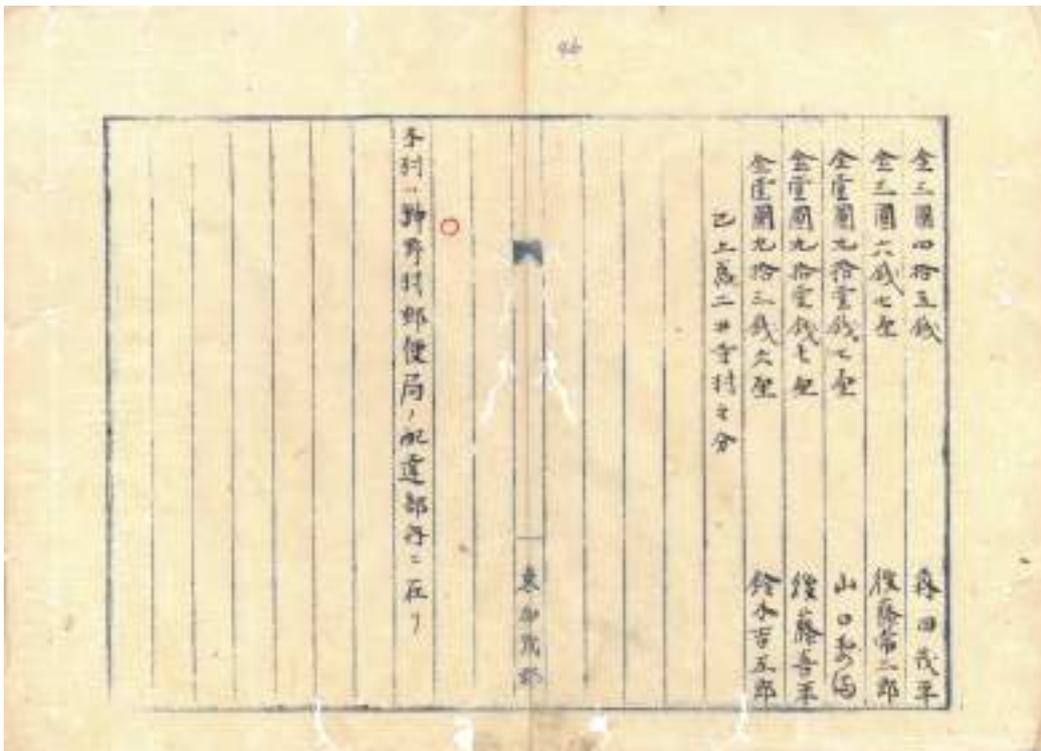
金八拾八錢貳厘	松井平八
金八拾四錢三厘	松井かく
金壹圓九拾三錢五厘	後藤彌十
金八圓八拾九錢二厘	後藤宮松
金八圓四錢二厘	松井喜平
金七拾貳錢	松井清吉
金壹圓二拾四錢貳厘	鈴木末吉
金二圓六拾八錢	鈴木弥八
金壹圓八拾九錢貳厘	鈴木惣吉
金貳圓四拾九錢貳厘	鈴木鈴平
金四圓四拾錢八厘	松井清九郎
金四圓四拾八錢五厘	鈴木善造
金二圓九拾四錢八厘	松井辰治郎
金壹圓六拾四錢八厘	鈴木惣七
金三圓七拾壹錢八厘	鈴木龜吉
金貳圓五拾六錢八厘	堀田猶吉
乙上高押手村之分	
金八圓四拾二錢二厘	小段志具
金六圓拾三錢二厘	鈴木忠六
金二圓八拾二錢二厘	後藤方八郎

〈通し番号 45〉

金 88 錢 2 厘	松井平八
金 84 錢 3 厘	松井かく
金 1 円 95 錢 5 厘	後藤彌十
金 8 円 89 錢 3 厘	後藤宮松
金 8 円 4 錢 3 厘	松井喜平
金 92 錢	松井清吉
金 1 円 34 錢 2 厘	鈴木末吉
金 3 円 68 錢	鈴木弥八
金 1 円 80 錢 2 厘	鈴木惣吉
金 2 円 49 錢 2 厘	鈴木鈴平
金 4 円 40 錢 8 厘	松井清九郎
金 4 円 48 錢 5 厘	鈴木善造
金 3 円 94 錢 8 厘	松井辰治郎
金 1 円 64 錢 8 厘	鈴木惣七
金 3 円 71 錢 8 厘	鈴木龜吉
金 2 円 56 錢 8 厘	堀田猶吉

以上、旧押手村の分。

金 8 円 43 銭 3 厘	小日枝亮具
金 6 円 13 銭 3 厘	鈴木忠六
金 3 円 83 銭 3 厘	後藤芳太郎



〈通し番号 46〉

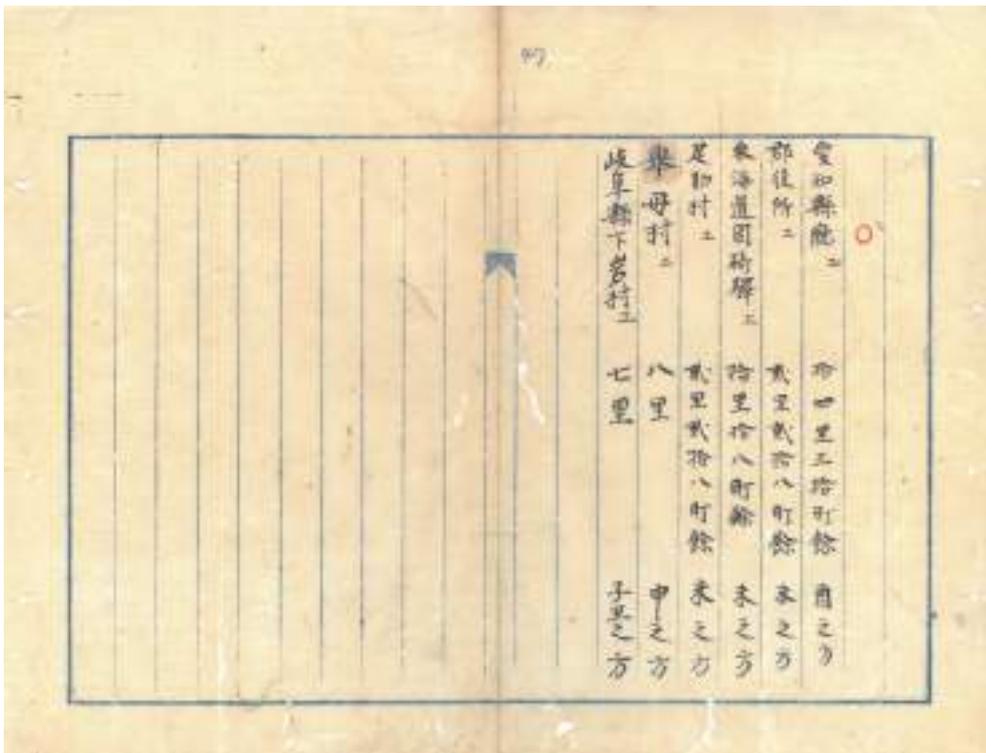
金 3 円 45 銭	森田茂平
金 3 円 6 銭 7 厘	後藤常三郎
金 1 円 91 銭 7 厘	山口た (?) ま
金 1 円 91 銭 7 厘	後藤喜平
金 1 円 93 銭 6 厘	鈴木吉五郎

以上、旧二井寺村の分。

←金額が半端なのは必要額を世帯で割ったから？



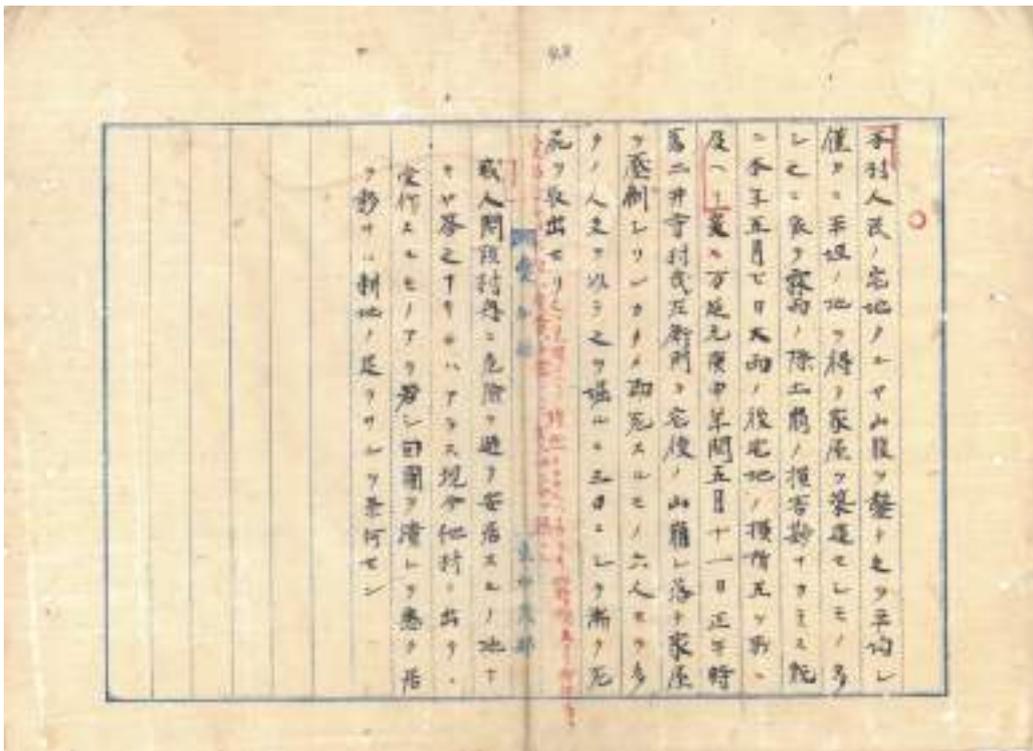
本村は榊野村郵便局の配達部内にある。



〈通し番号 47〉 主要都市までの距離



愛知県庁へ	14里30町あまり	酉(西)の方
郡役所へ	2里28町あまり	未(南南西)の方
東海道岡崎駅へ	10里18町あまり	未の方
足助村へ	2里28町あまり	未の方
挙母村へ	8里	申(西南西)の方
岐阜県下岩村へ	7里	子丑(北北東やや北)の方



〈通し番号 48〉 万延元年の山崩れ



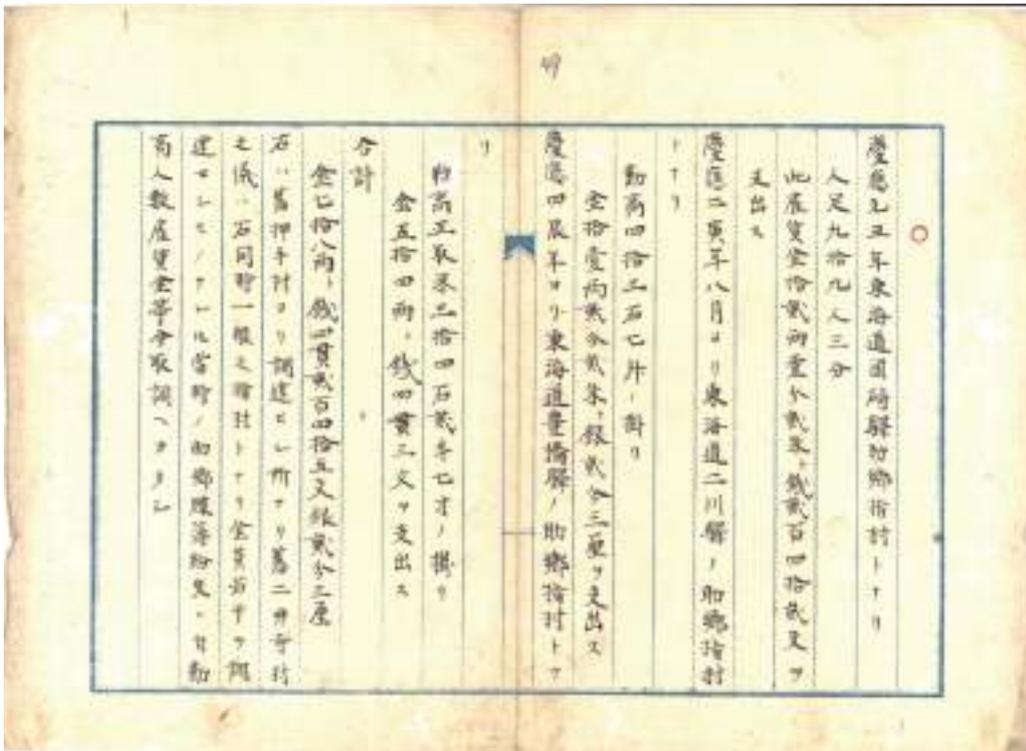
万延元（1860）<sup>かのえさる</sup>庚申年閏5月11日の正午、旧二井寺村の茂左衛門の家の後ろの山が崩れ落ち、家屋を押し倒し、そのため即死するものが6人、多くの人夫が3日ばかりで掘り、ようやく死体を取り出した。これを見聞きするものは惨然たるありさまであった。このとき領主より検視があり、人夫20口を下附し、葬費手当として金3両3分をくださった。

本村人民の宅地といえば山腹をうがって平らにし、わずかに平坦な土地をつくって家屋を築造したものが多い。そのため長雨の際に土砂崩れの損害が少なくない。すでに本年5月7日の大雨の後、宅地の損所が5ヶ所出ている。

ある人が該当の村の中に危険を避けて安居できる地はないのかと聞いたところ、ないわけではない、現に今、他村に出て受作をするものもある。もし田をつぶしてすべての居を移した場合、耕地が

←受作：請作？

足りなくなるのはどうしたらよいだろうか。



〈通し番号 49〉 助郷



慶応元（1865）乙丑年、東海道岡崎駅きのとうしの助郷指定村となる。

人足 99 人 3 分

この雇賃は、12 両 1 分 2 朱と銭 242 文を支出する。

慶応 2（1866）寅年、8 月から東海道二川駅の助郷指定村となる。

勤高は 43 石 7 升の掛り

金 11 両 2 分 2 朱と銀 2 分 3 厘を支出する。

慶応 4（1868）辰年から、東海道豊橋駅の助郷指定村となる。

勤高は正取米 34 石 2 斗 7 才の掛り

金 54 両と銭 4 貫く 3 文を支出する。

合計

金 78 両と銭 4 貫 245 文と銀 2 分 3 厘。

石は旧押手村から調達したところである。旧二井寺村の儀は石と同時に一般の指定村となり、金額の若干を調達するものとなったが、当時の助郷帳簿が紛失してしまったため、勤高・人数・雇賃などを現在調べることは難しい。

※助郷：街道宿駅の常備人馬だけでは継ぎ送りに支障をきたす場合、補助的に人馬を提供する宿駅近傍の郷村。

※二川：豊橋市二川宿。

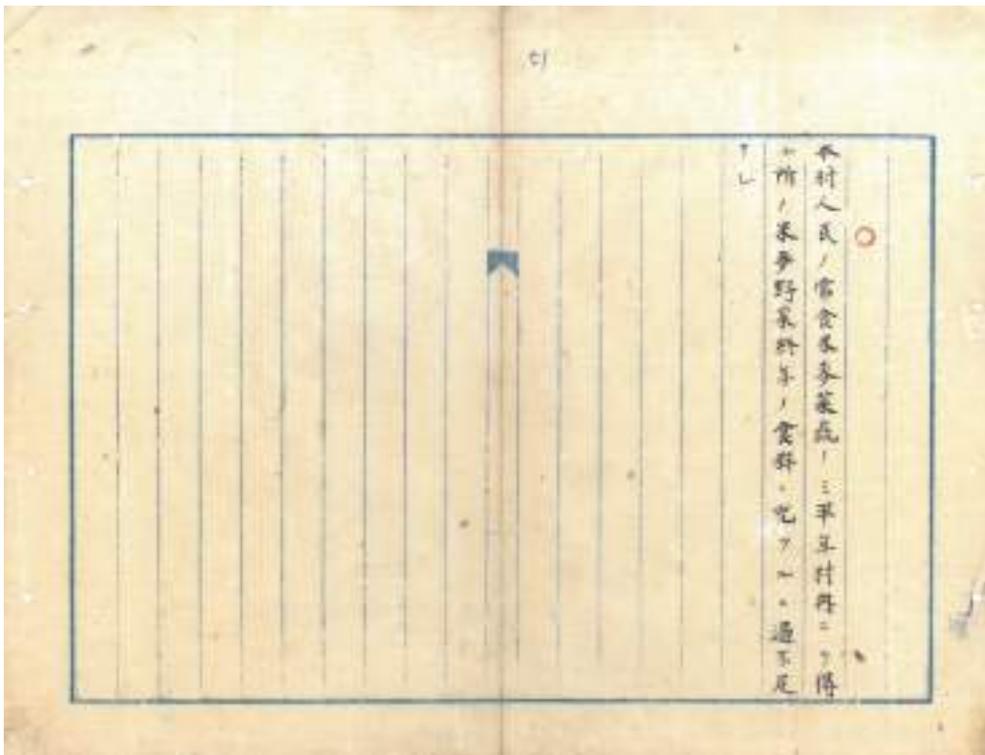
※勤高：おそらく、村高を基準に定められた助郷の負担割合のこと。



〈通し番号 50〉 文政 6 年の伝染病



文政 6 (1823) <sup>みずのとひつじ</sup> 癸未年 5 月から 7 月までの間、伝染病に (病名は不詳、その容体は激しい下痢) かかり、死亡する者が 20 名いた。村民でこの患難を逃れた者は 3 戸に過ぎない。ただし、旧押手村ではあったが旧二井寺村にはなかった。文久 2 (1862) <sup>みずのえいぬ</sup> 壬戌年に麻疹が流行し、年齢 27 ~ 8 歳以下は乳児にいたるまで逃れた者はなかった。



〈通し番号 51〉 村民の常食

○

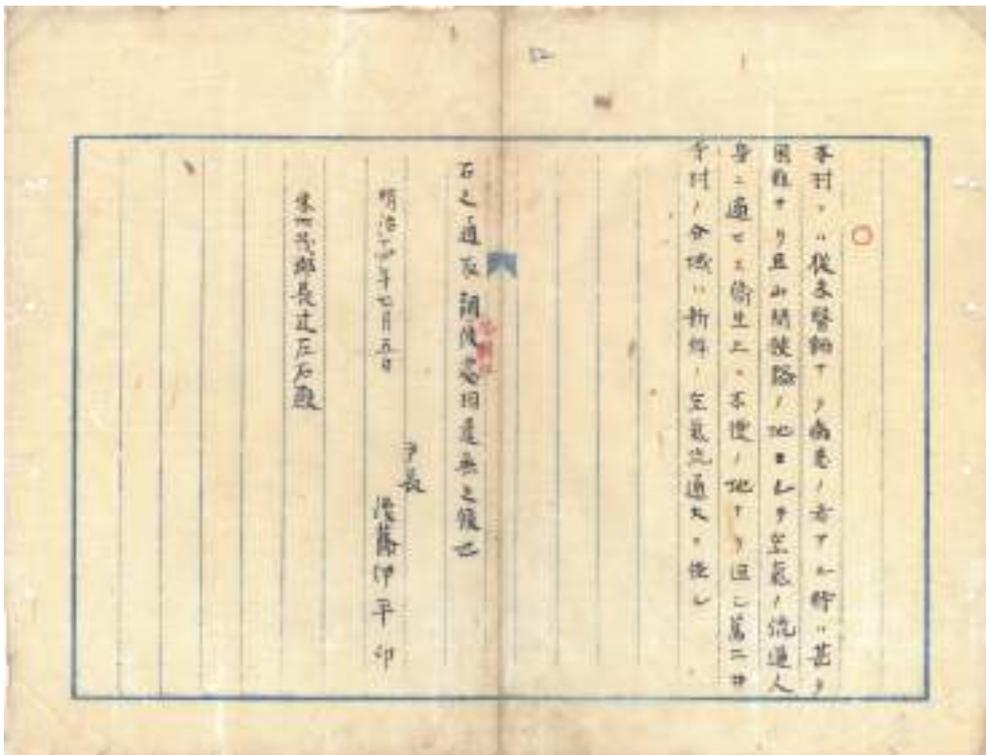
本村の人民の常食は、米・麦・野菜のみである。平年村内で得られる米・麦・野菜は1年の食料に充てるのに過不足はない。



〈通し番号なし〉



(修正の跡があるだけで本文なし)



〈通し番号 52〉 師と健康



本村には従来医師はおらず、病気にかかる者があると大変困る。かつ山間の狭隘な地であるので、空気の流通が人身に適當ではなく、衛生にも不便な地である。ただし、旧二井寺村の分域は新鮮な空気が流通し、大いによろしい。

←山奥で狭い土地は空気が悪い？

右の通り調べ編集したところのこと、相違なはない。

明治 14 年 7 月 5 日 戸長 後藤伊平 印

東加茂郡長辻左右殿